

【資料5】

平成 23 年 10 月 4 日

参考資料

(国税)

住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例(案)

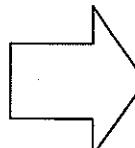
- 東日本大震災により、その所有する住宅が居住の用に供することができなくなった被災者が、住宅の再取得等をした場合の再取得等住宅に係る住宅ローン控除の借入限度額及び控除率を下記のとおりとする。

【現行制度】

居住年	借入限度額	控除期間	控除率
平成23年	4,000万円	10年間	1.0%
平成24年	3,000万円		1.0%
平成25年	2,000万円		1.0%

【特例】

居住年	借入限度額	控除期間	控除率
平成23年	4,000万円	10年間	1.2%
平成24年	4,000万円		1.2%
平成25年	3,000万円		1.2%



- 東日本大震災により、その所有する住宅が滅失等をして居住の用に供することができなくなった被災者については、
- ①滅失等住宅に係る住宅ローン控除
 - ②再取得等住宅に係る住宅ローン控除
- の重複適用を可能とする(控除額は①と②の控除額の合計額とする)。

復興特別区域において施行される都市計画事業等に係る5,000万円特別控除等（案）

復興特別区域（仮称）において施行される都市計画事業等により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等を適用する。

復興特別区域（仮称）における特例の内容

【都市計画事業の特例】

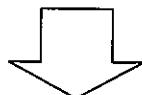
復興整備計画（仮称）が公表された場合に、都市計画が決定等されたとみなすこと及び都市計画事業の認定等を受けたとみなすことにより土地利用調整を円滑・迅速に行う仕組み（ワンストップ化）等を措置する。

【土地区画整理事業の特例】

地方公共団体が、平時には施行することができない市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）内の土地区画整理事業を行うことができるとしている。

【住宅地区改良事業の特例】

東日本大震災による津波被害等により建物の相当部分が損壊し、居住することができなくなった住宅についても、住宅地区改良法の「不良住宅」に該当するものとすることにより、住宅地区改良事業の要件を緩和する。

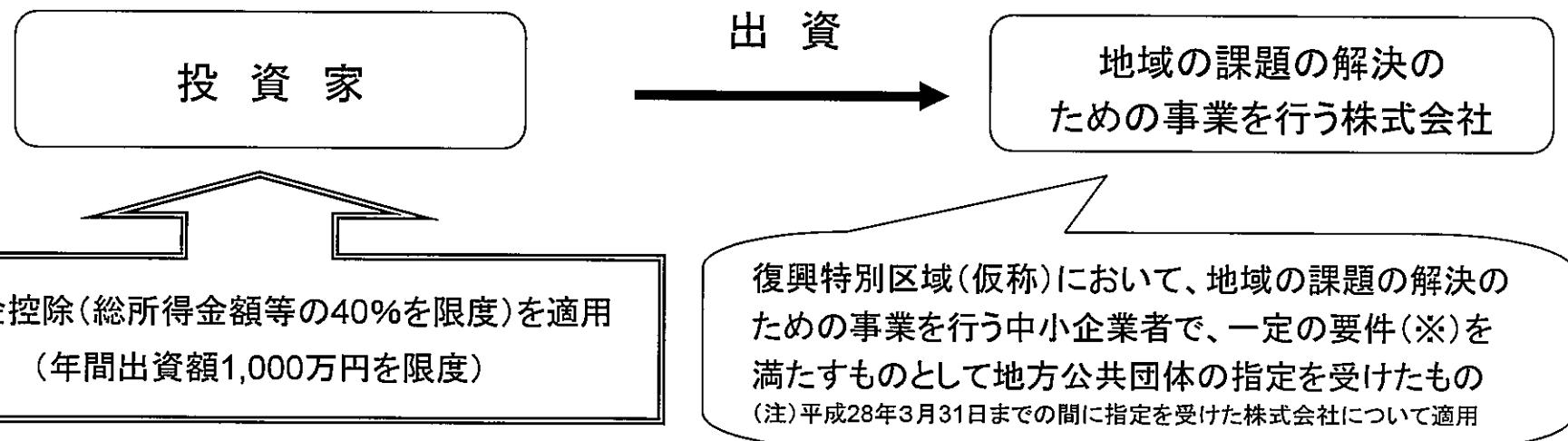


上記特例の都市計画事業・土地区画整理事業・住宅地区改良事業等について現行、これらの事業に適用される税制上の措置を適用

- ・ 収用交換等の場合の譲渡所得の5000万円特別控除
- ・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の繰延べ 等

「復興特別区域」において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除(案)

復興特別区域(仮称)において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社により発行される株式を払込みにより取得した場合におけるその取得に要した金額については、現行のエンジェル税制の寄附金控除の適用を可能とする。



(※)一定の要件(主なもの)〈東日本大震災復興特別区域法(仮称)で規定〉

- 1 復興特別区域法(仮称)の規定により認定を受けた地方公共団体からの指定後5年以内の会社であること
- 2 次のいずれかに該当すること。
 - ① 復興特別区域計画の認定日が設立後最初の事業年度に属している会社又は当該計画の認定日において設立後最初の事業年度が開始していない会社で次の要件を満たすもの
 - ・ 計画事業に従事する者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の50%以上
 - ② 計画の認定日において設立後最初の事業年度が終了している会社で次に掲げるすべての要件を満たすもの
 - ・ 資金計画に記載された特区事業費の直前期の営業費用に占める割合が50%以上
 - ・ 計画事業従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の50%以上
 - ・ 直前期の売上高営業利益率が2%を超えていないこと

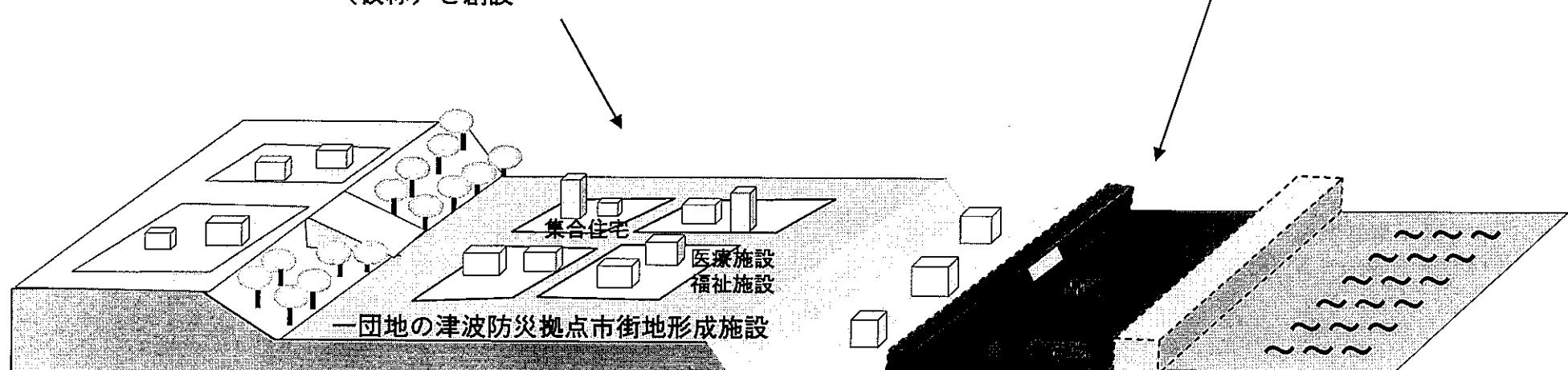
津波防災地域づくりに関する法律(仮称)の制定に伴う措置（案）

津波防災地域づくりに関する法律（仮称）の制定に伴い、次の場合に該当することとなった場合には、5,000万円特別控除等を適用する。

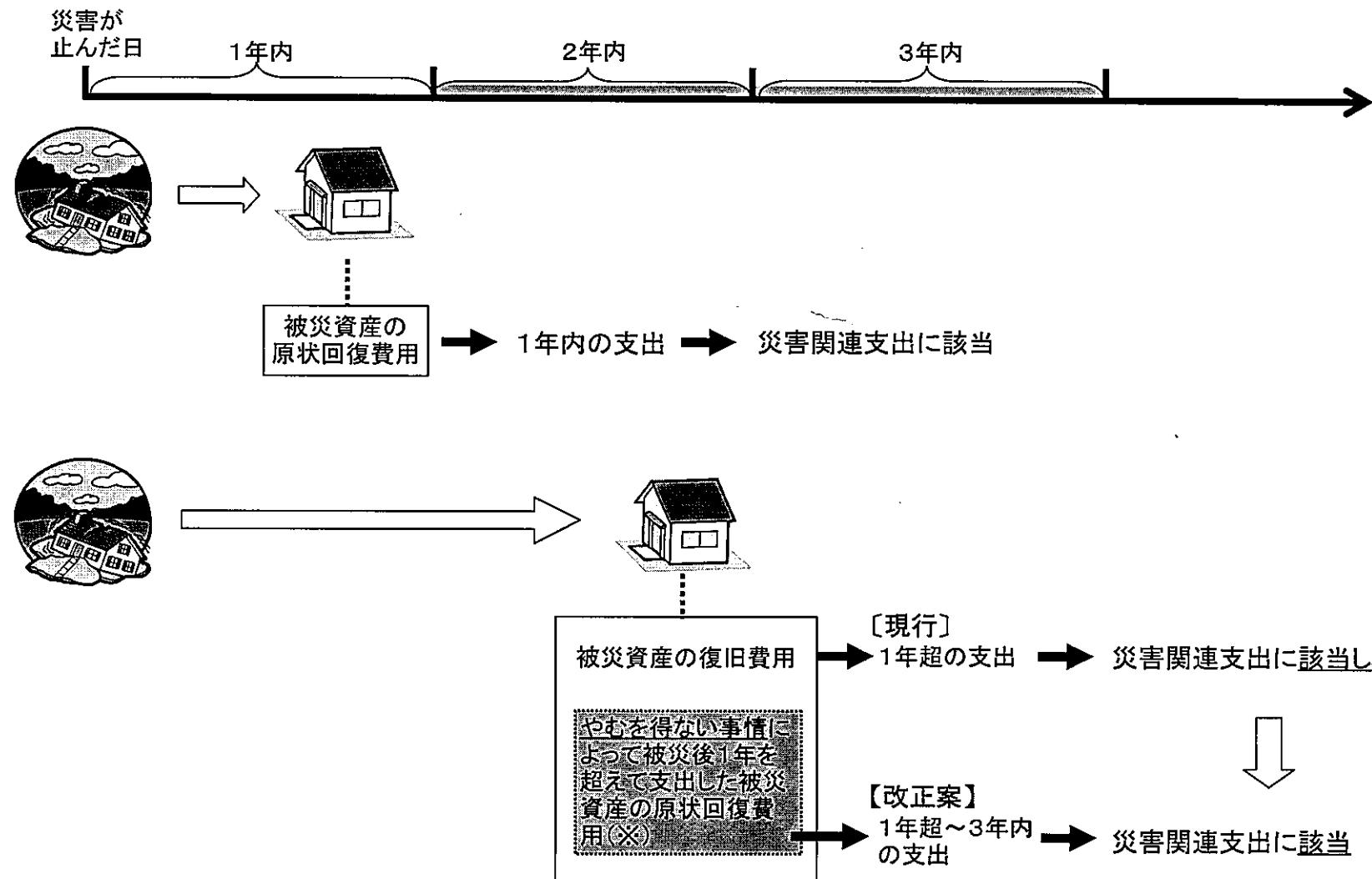
- ① 新たに都市計画法上の都市計画事業に位置付けられる一団地の津波防災拠点市街地形成施設（仮称）の整備に関する事業により土地等が買い取られる場合
- ② 新たに土地収用法上の収用適格事業に位置付けられる津波防護施設（仮称）の整備に関する事業により土地等が買い取られる場合

復興又は予防の拠点となる市街地
が有すべき機能に係る施設を一
体的に整備する都市施設として一
団地の津波防災拠点市街地形成施設
(仮称)を創設

津波災害を防止・軽減するための盛土構造物、閘門等
を整備する津波防護施設（仮称）の整備事業を創設



雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例(案)
(災害関連支出の範囲の見直し)

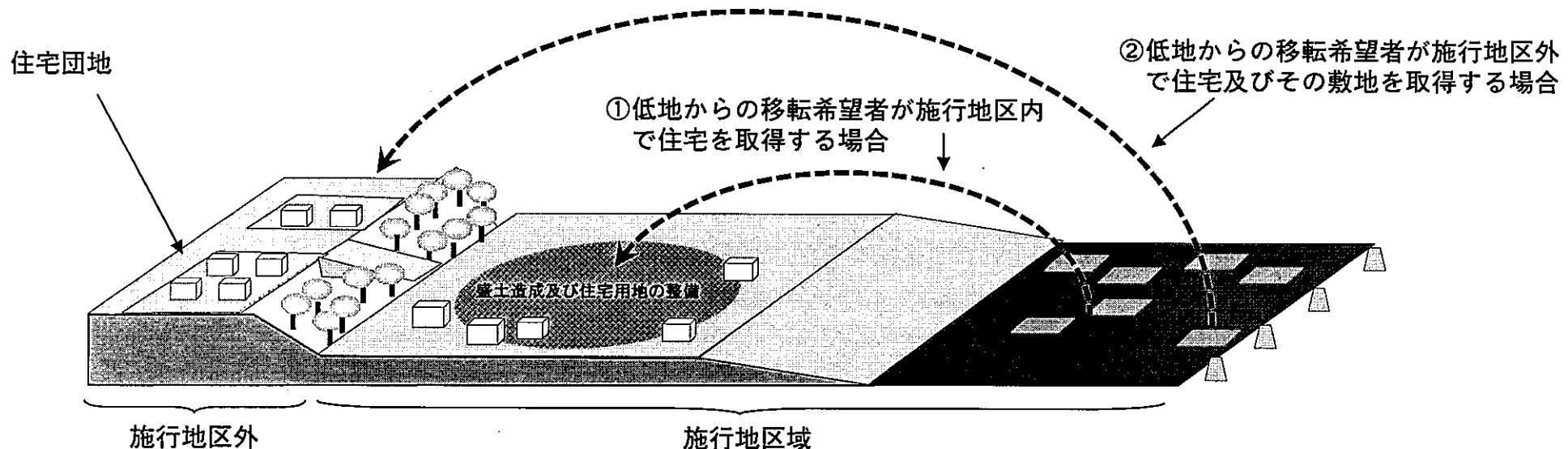


※ 対象となる「原状回復費用」には、東日本大震災による液状化による被害や屋根瓦の落下による被害などに対する原状回復費用が該当。

被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の課税繰延べ（案）

被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、次の場合に該当する場合には、一定の要件の下、取得価額の引継ぎによる課税の繰延べを適用する。

- ① 個人が有する土地等の一部について換地を定めない代わりに施行地区内の住宅を取得した場合
- ② 個人の有する土地等の全部について換地を定めない代わりに施行地区外の住宅及びその敷地を取得した場合



土地、建物の譲渡について課税繰延べ（100%）

○譲渡価額：2億円

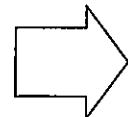
譲渡益
(1億5,000万円)

取得費等 (5,000万円)

○取得価額：2億円

課税の繰延べ譲渡益
(1億5,000万円)

取得価額 (5,000万円)



被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の5000万円特別控除等（案）

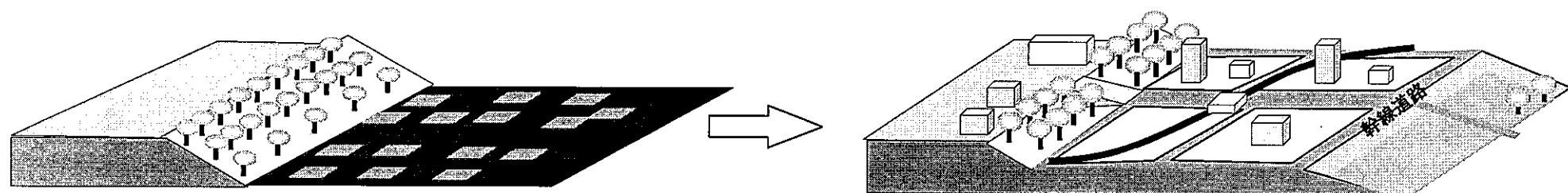
個人の有する土地等が次に掲げる場合に該当することとなった場合には、5,000万円特別控除又は課税繰延べを適用する。

- ① 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定被災市街地復興推進地域内において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等について、公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合
- ② 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等について、当該事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合

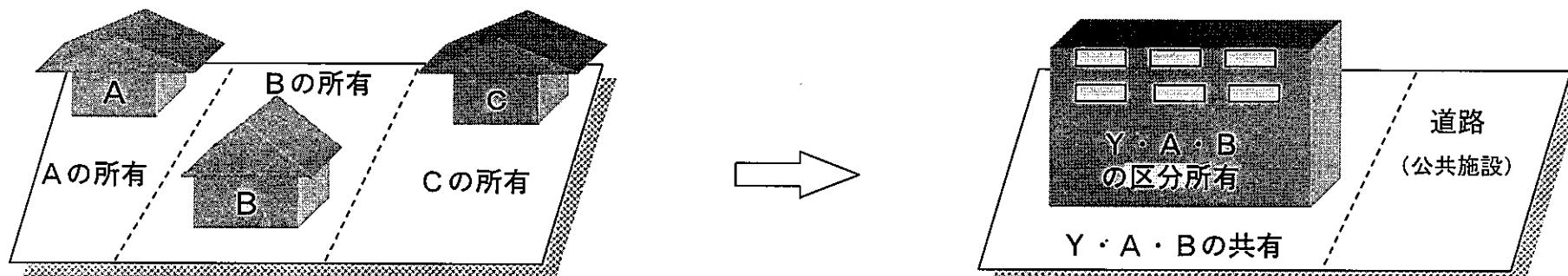
※減価補償金：土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少した場合の差額

※第二種市街地再開発事業：公共性、緊急性が著しく高い事業で、施行者が施行地区内の建物・土地等を買収又は収用し、買収又は収用された者が希望すれば、その代償に代えて再開発ビルの床を与える事業

【①土地区画整理事業の場合】



【②第二種市街地再開発事業の場合】



特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除（案）

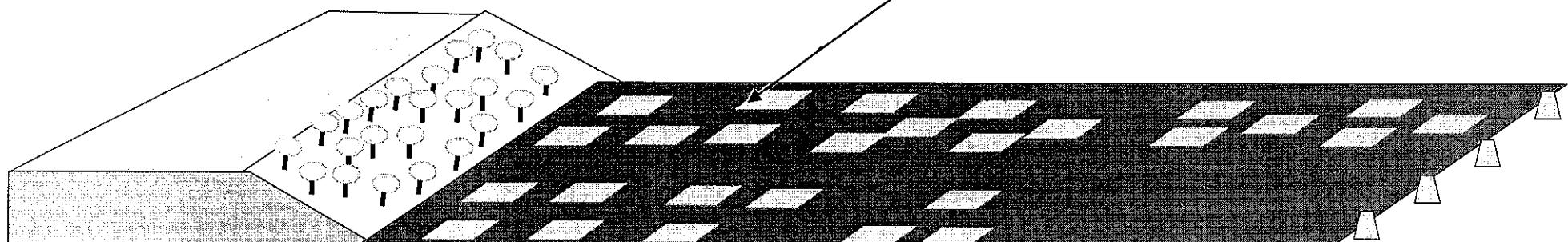
個人の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、改正法の施行日から平成28年3月31日までの間に、東日本大震災の復旧事業の用に供する等のために地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合には、2,000万円特別控除を適用する。

※特定住宅被災市町村とは、次の①及び②の要件を満たす市町村。

- ① 市町村の区域内における災害により滅失した住宅の戸数が、100戸以上又はその市町村の区域内にある住宅の戸数の1割以上であること
- ② 市町村を包括する都道府県及びその都道府県に隣接する都道府県の区域内における災害により滅失した住宅の戸数がおおむね4,000戸（市町村の区域内における災害により滅失した住宅の戸数が200戸以上である場合にあってはおおむね2,000戸、400戸以上又はその区域内にある住宅の戸数の2割以上である場合にあってはおおむね1,200戸）以上であること

改正法の施行日から平成28年3月31日
までの間に土地等の買取り

- ・地方公共団体
- ・独立行政法人都市再生機構
- ・地方住宅供給公社
- ・地方道路公社
- ・土地開発公社



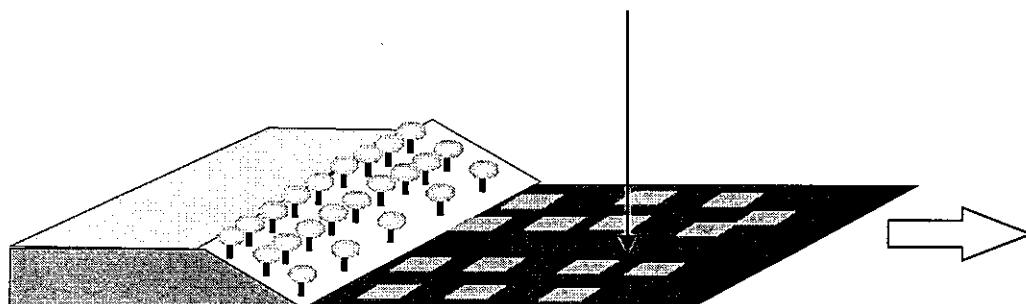
被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除（案）

個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、1,500万円特別控除を適用する。

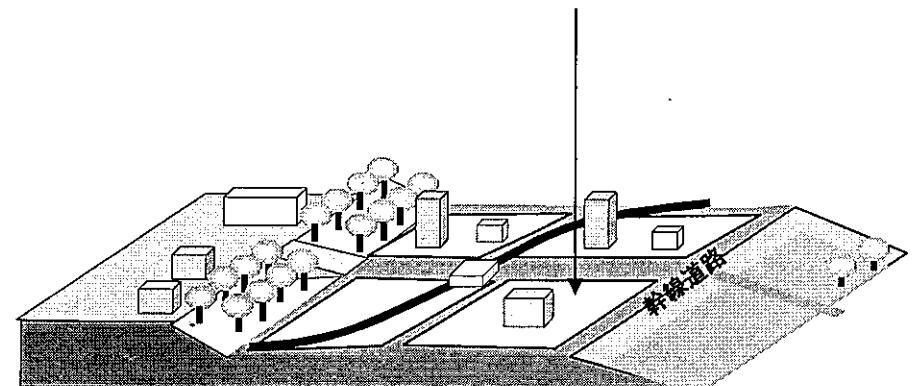
- ① 被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合
- ② 被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分により当該事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に相当する土地等の部分の譲渡があった場合

※同意保留地制度：地方公共団体等が行う土地区画整理事業において、公共施設の用地を確保するために、所有権等を有する全ての者の同意を得て、保留地（換地として定めない土地）を定め、その保留地の対価に相当する処分金をこれらの者に交付する制度。

- ① 土地区画整理事業等を行うため知事による建築行為等の制限がある場合、土地利用に著しい支障が生ずるため土地の所有者から買取りの申出



- ② 公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に相当する土地等の部分の譲渡



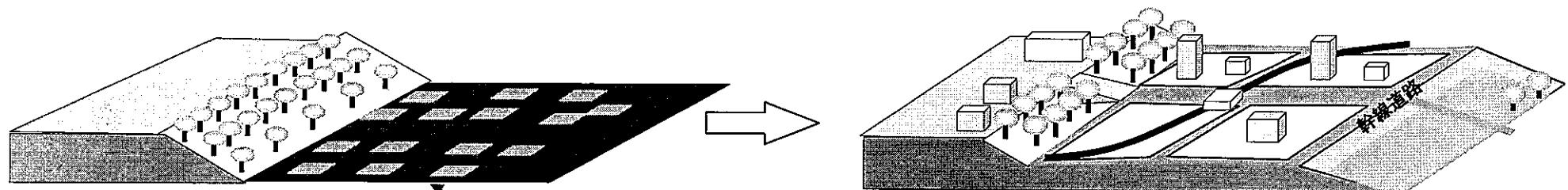
被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率の特例（案）

個人の有する長期所有の土地等で次に掲げる事業に係るものが、独立行政法人都市再生機構に代わって土地開発公社に買取られる場合には、軽減税率（2,000万円以下の部分について10%）を適用する。

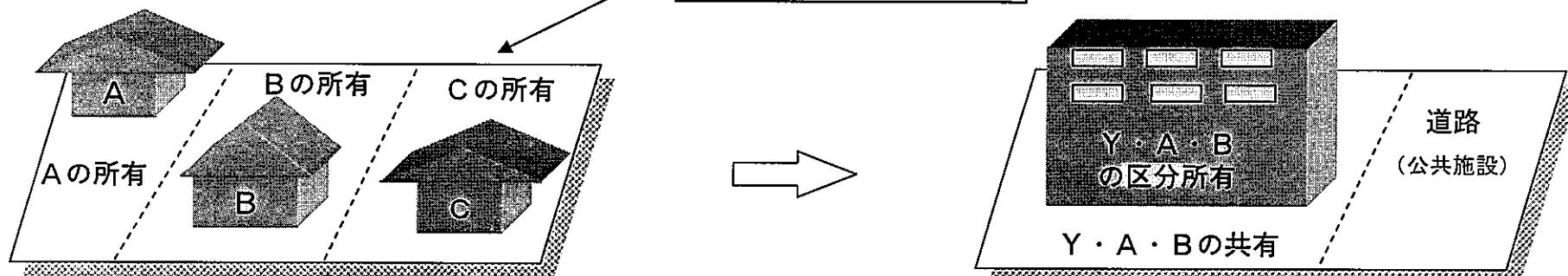
- ① 特定被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地区画整理事業
- ② 特定住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業

※現行、代行取得について軽減税率の適用は認められていない。

【①土地区画整理事業の場合】

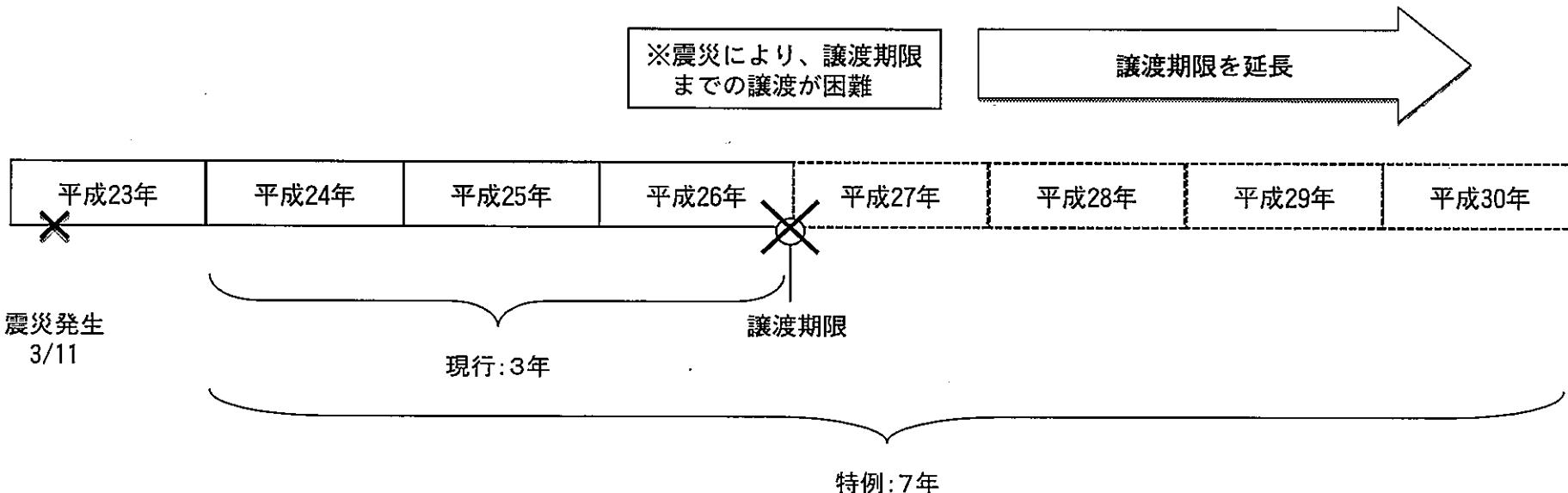


【②第二種市街地再開発事業の場合】



被災居住用資産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例（案）

下記の特例について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年（現行：3年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長する特例措置を講ずる。



【対象となる措置】

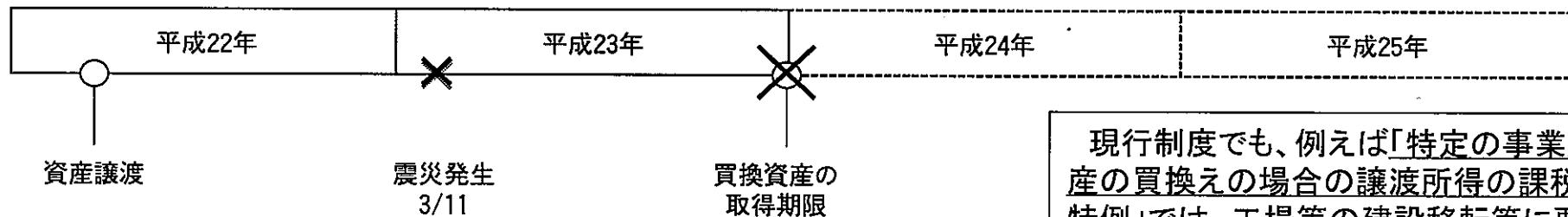
- ・居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例
- ・居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除
- ・特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ・特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

買換資産の取得期間等の延長の特例（案）

下記の特例について、東日本大震災のため、その買換資産等を取得すべき期間内に取得等をすることが困難となった場合には、一定の要件の下、その買換資産等の取得期間等を2年以内の範囲内で延長する特例措置を講ずる。

※東日本大震災により、
取得期限までの買換資
産の取得が困難

取得期限を延長（最長2年間）



【対象となる措置】

- ・優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の軽減税率の特例
- ・収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- ・交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
- ・特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例
- ・既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

現行制度でも、例えば「特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例」では、工場等の建設移転等に要する期間が1年を超える場合には、譲渡をした年の翌年の12月31日後2年以内の税務署長が認定した日まで延長可能

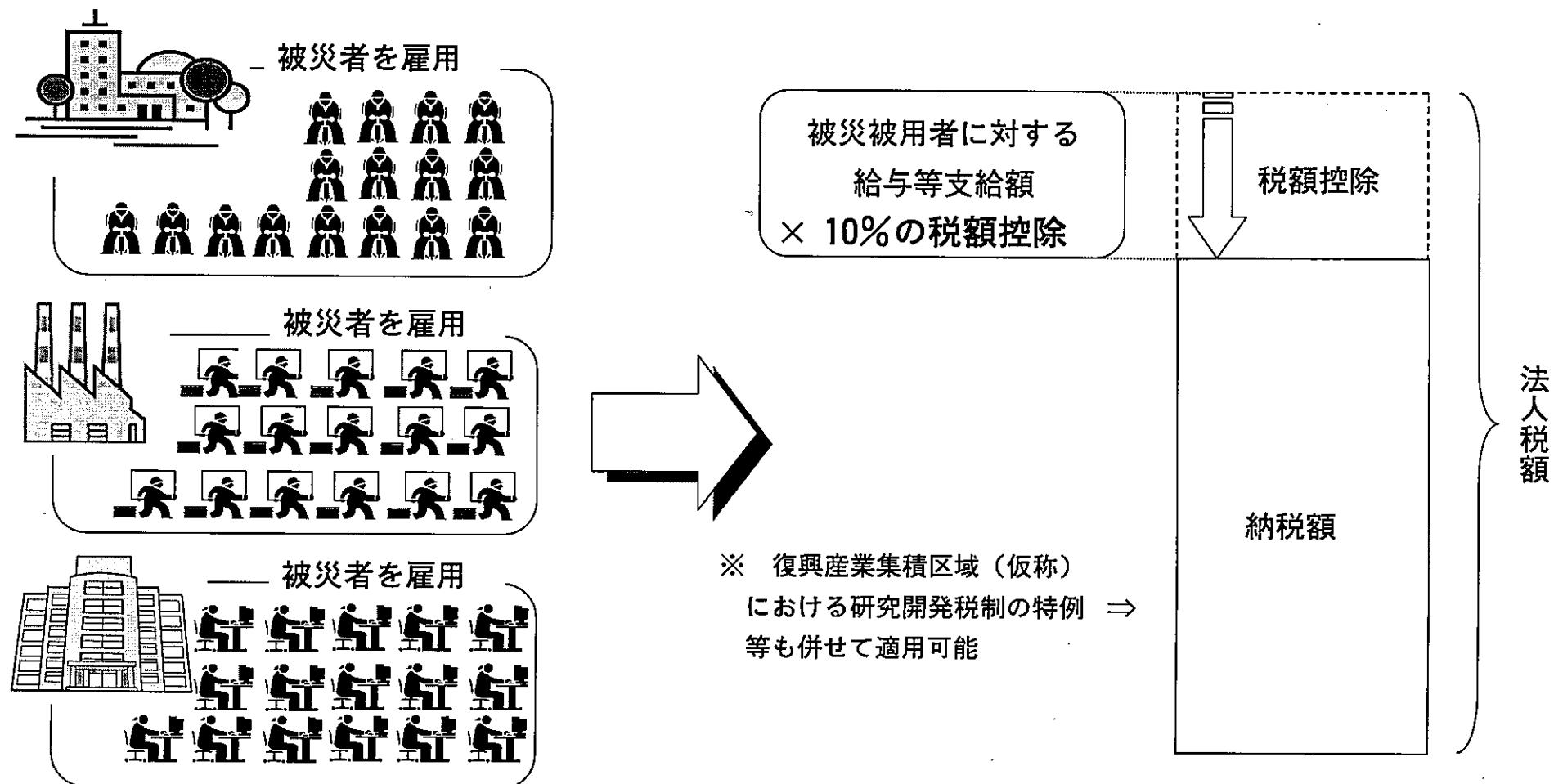
↓
本特例により更に最長2年延長

復興産業集積区域（仮称）における法人税の特別控除

- 平成 28 年 3 月 31 日までに指定を受けた法人（注1）が、指定を受けた日から 5 年の間の復興産業集積区域（仮称）内の事業所における被災被用者に対する給与等支給額の 10%を法人税額の 20%を限度として税額控除できる。

（注1）雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

（注2）復興産業集積区域（仮称）における特別償却又は税額控除制度との選択適用。



復興産業集積区域（仮称）における特別償却又は税額控除

復興特別区域法（仮称）の施行日から平成28年3月31日までの間に、指定を受けた法人（注1）が復興産業集積区域（仮称）において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

○機械又は装置：即時償却又は取得価額の15%の税額控除（注2）

（取得価額の50%の特別償却又は15%の税額控除（注2）（26年4月1日～28年3月31日））

○建物：取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除（注2）

（注1）雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

（注2）当期の法人税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

（注3）復興産業集積区域（仮称）における法人税の特別控除制度との選択適用。

【参考】震災税特法第一弾で講じた措置

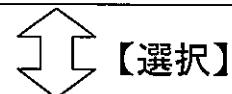
○被災代替資産等の特別償却（被災地域全域）

資産等の区分	取得等の時期 ～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31	取得等の時期 ～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置	100%	50%	機械装置	30% (36%)
建物・構築物	25%		建物・構築物	15% (18%)

（注）カッコ内は中小企業者等が取得等をする場合の償却率。

特別償却

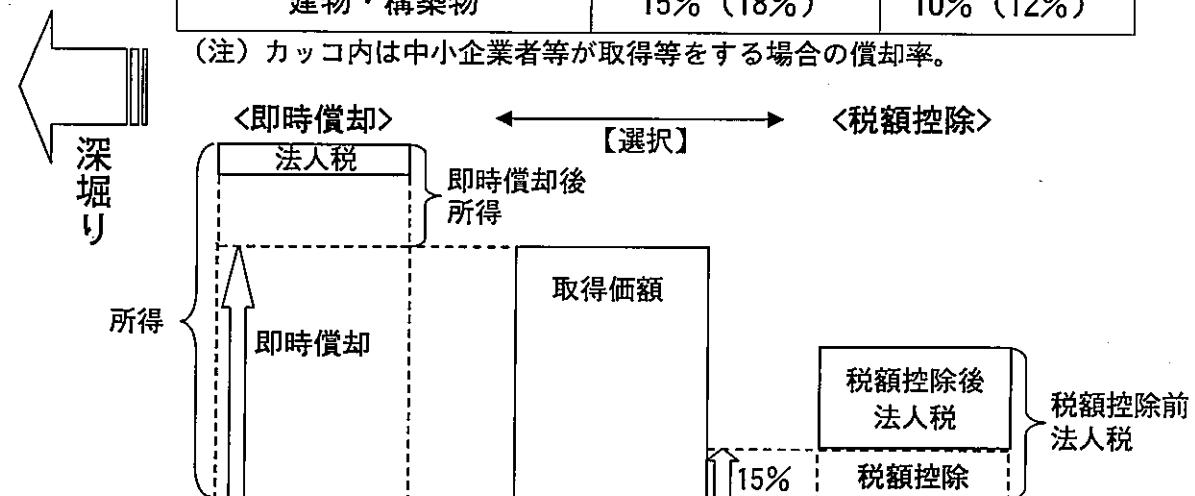
資産等の区分	取得等の時期 ～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置	100%	50%
建物・構築物	25%	



税額控除

資産等の区分	取得等の時期 ～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置	15%	
建物・構築物	8%	

※ 復興産業集積区域（仮称）における研究開発税制の特例等も併せて適用可能



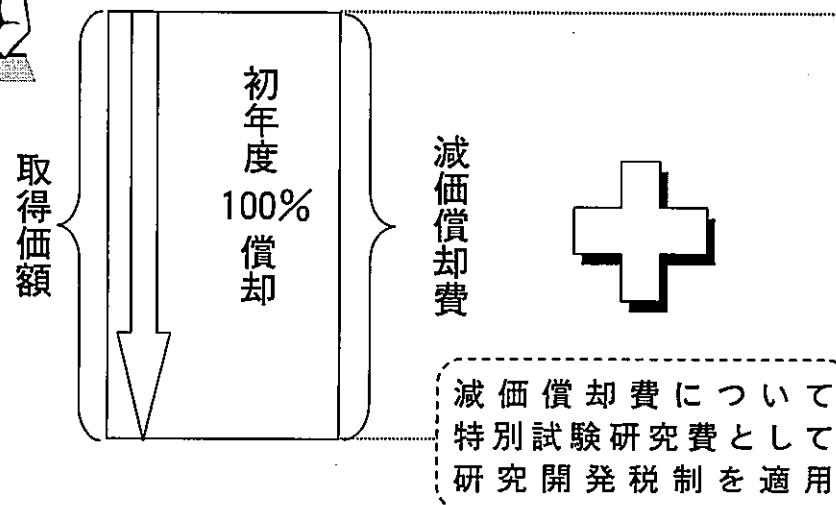
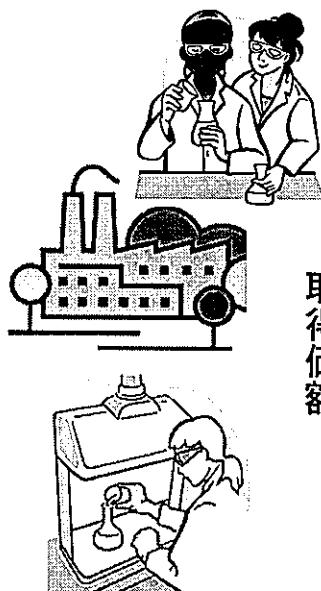
復興産業集積区域（仮称）における研究開発税制の特例等

- (1) 平成 28 年 3 月 31 日までの間に復興産業集積区域（仮称）において、指定を受けた法人（注1）が取得等した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる（即時償却）。
- (2) (1)の対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費を、特別試験研究費として研究開発税制を適用。（12%の税額控除）

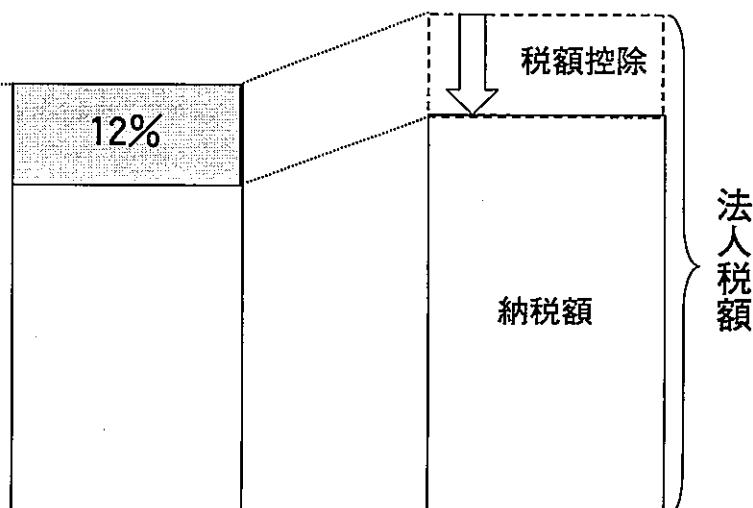
（注1）雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

（注2）現行の研究開発税制は、試験研究費割合に応じて8～10%の税額控除。特別試験研究費（大学等との共同研究等）は一律12%の税額控除。

(1) 即時償却



(2) 研究開発税制の特例

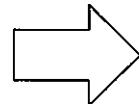
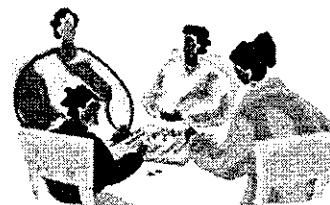
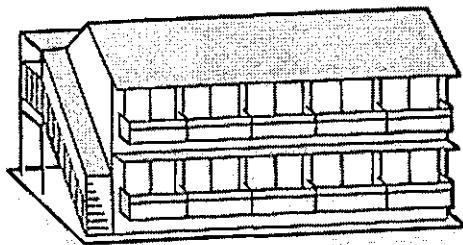


※試験研究費の総額について、8～10%（特別試験研究費の額については12%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。

復興住宅供給地域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除

復興特別区域法（仮称）の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、指定を受けた法人（注）が復興住宅供給地域（仮称）において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、その取得価額の 25% の特別償却又は 8% の税額控除（法人税額の 20% を限度）ができる。

（注）住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。



25%の特別償却
又は
8%の税額控除

取得等

賃貸



深堀り

- 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却
5年間普通償却限度額の 50%（又は 70%）の割増償却

被災代替資産等の特別償却

- 震災税特法第一弾で措置した被災代替資産等の特別償却制度の対象資産に二輪車等を追加
- 被災した資産の範囲について、実質的に事業の用に供することができなくなったものが対象資産であることを明確化

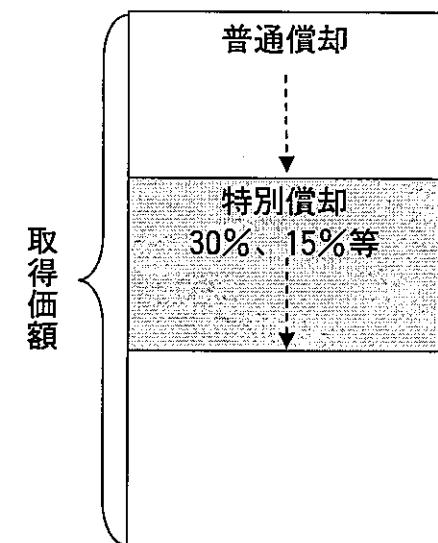
【被災代替資産等の特別償却の内容】

被災代替 資産等の区分	取得等の時期 H23. 3.11～H26. 3.31	H26. 4.1～H28. 3.31
建物・構築物	15% (18%)	10% (12%)
機械装置	30% (36%)	20% (24%)
一定の船舶、航空機又は車両運搬具	30% (36%)	20% (24%)

(注) カッコ内は中小企業者等が取得等をする場合の償却率。

二輪車等（自動車及び原動機付自転車である二輪車、カタピラ及びそりを有する軽自動車（スノーモビル）、ミニカー等）を追加

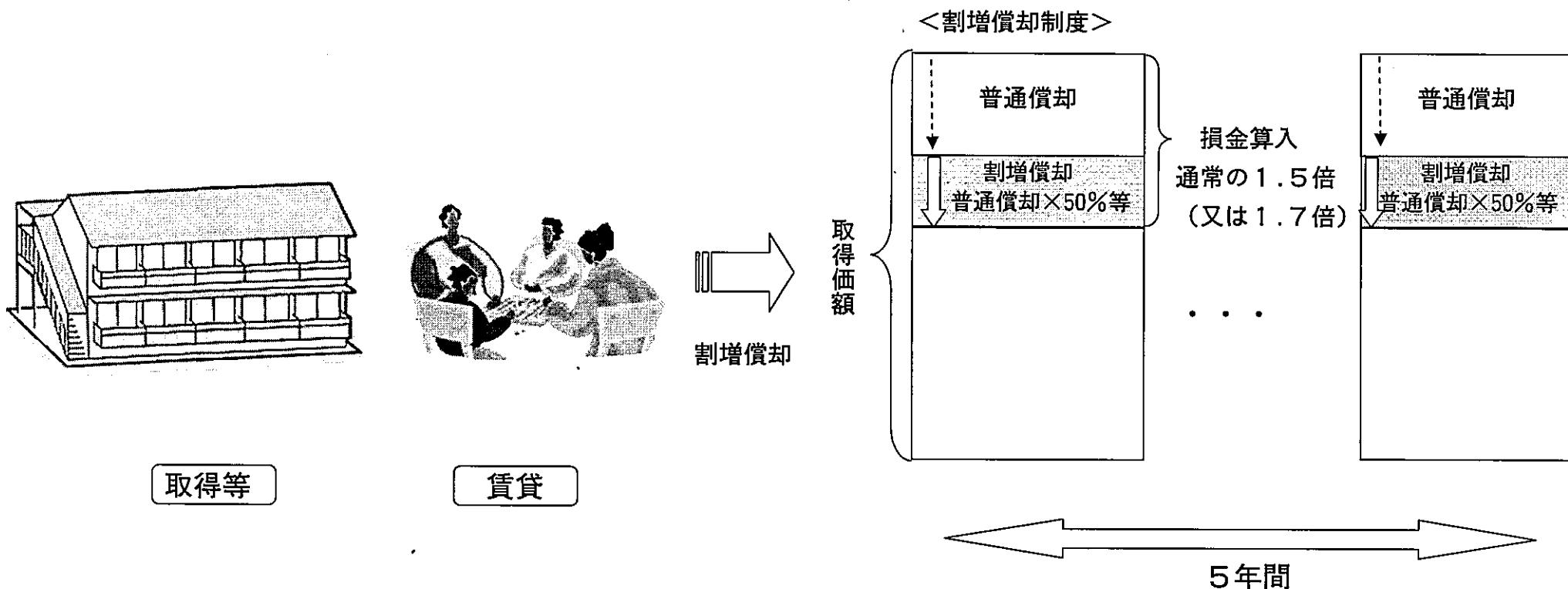
<特別償却制度>



被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

改正法の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、特定激甚災害地域(注)内において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、5 年間普通償却限度額の 50%（耐用年数が 35 年以上であるものは、70%）の割増償却ができる。

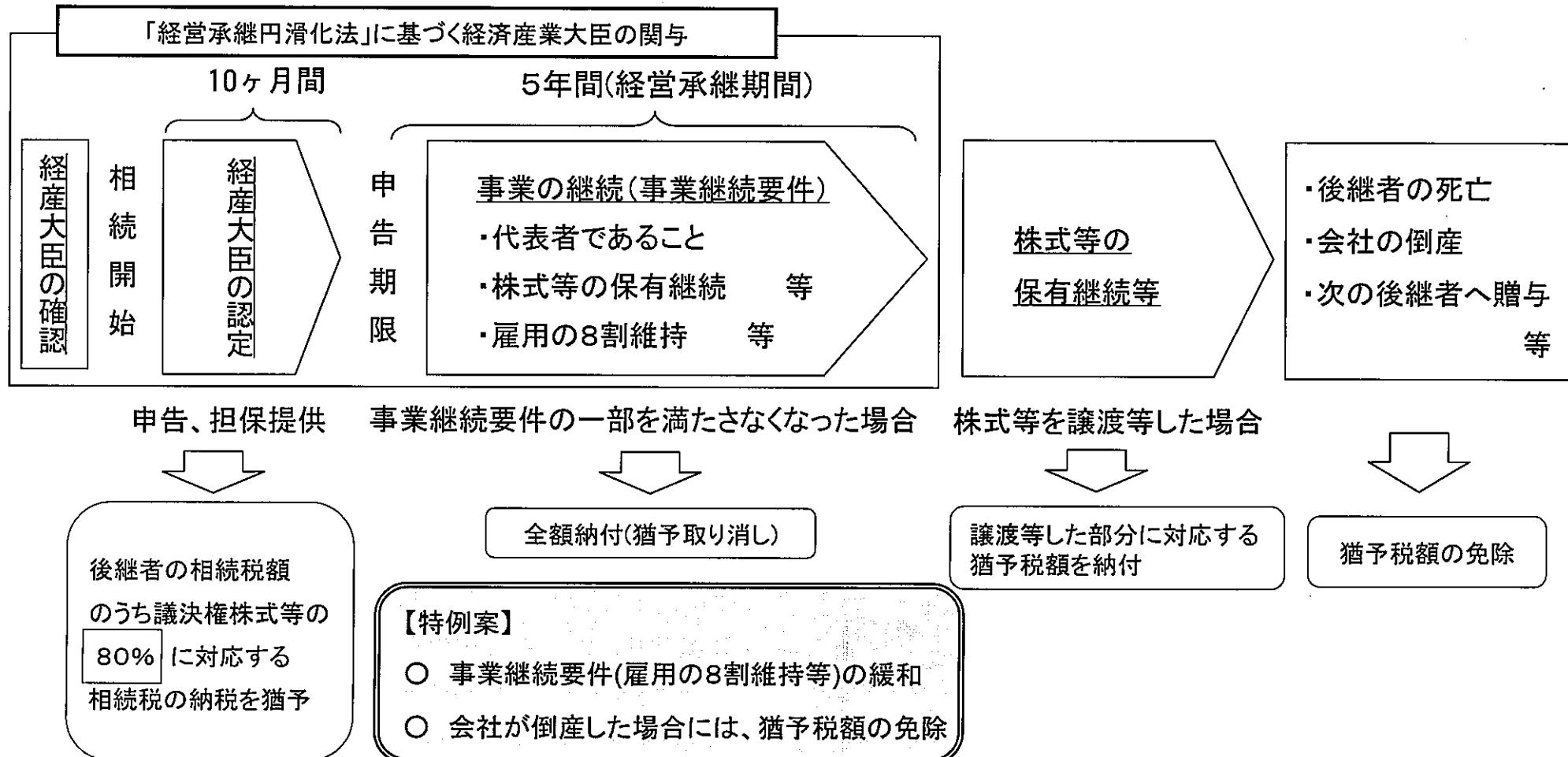
(注) 激甚災害法の激甚災害地域のうち東日本大震災に係る地域



事業承継税制（相続税・贈与税）における事業継続要件の緩和等（案）

事業承継税制（非上場株式等に係る納税猶予制度）について、認定会社が大震災により受けた被害の態様に応じ、雇用確保要件等を緩和する等の措置を講ずる。

[例：相続税の場合]



東日本大震災の被災者等に対する
「非上場株式等についての相続税等の納税猶予」に係る雇用確保要件の緩和(案)

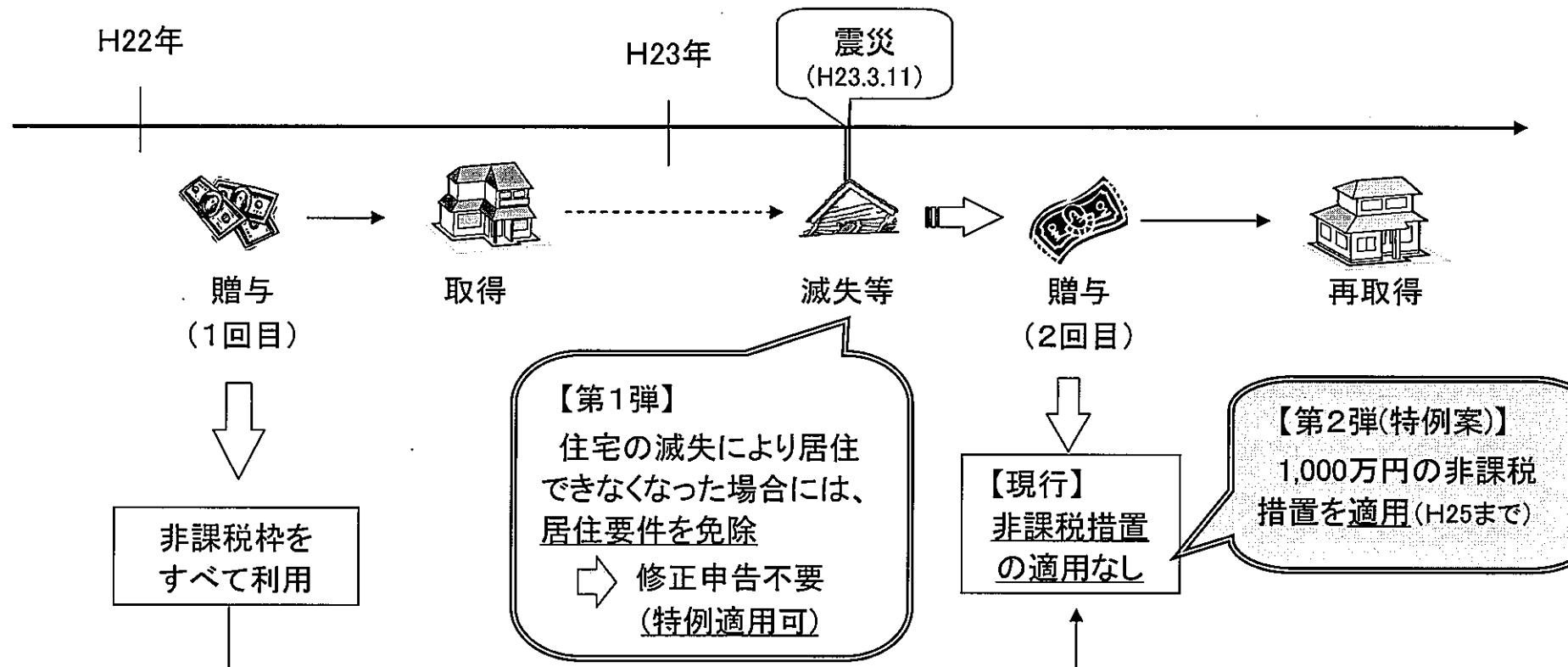
被災の態様	(1) 資産の被害が大きい会社	(2) 従業員の多くが属する事業所が被災した会社	(3) 売上高が大幅に減少した会社								
	被害を受けた資産 $\frac{\text{被害を受けた資産}}{\text{総資産}} \geq 30\%$	被災事業所の $\frac{\text{従業員数}}{\text{従業員の総数}} \geq 20\%$	大震災後6月間 $\frac{\text{の売上高}}{\text{上記期間の前年同期間の売上高}} \leq 70\%$								
雇用確保要件 〔現行〕 5年間80%確保	免 除	免 除	その年の売上高の回復に 応じて要件緩和 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <th>売上高の水準 (震災前年対比)</th> <th>雇用確保 の割合</th> </tr> <tr> <td>70%以下</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>70%超～100%未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>100%以上</td> <td>80%</td> </tr> </table>	売上高の水準 (震災前年対比)	雇用確保 の割合	70%以下	免除	70%超～100%未満	40%	100%以上	80%
売上高の水準 (震災前年対比)	雇用確保 の割合										
70%以下	免除										
70%超～100%未満	40%										
100%以上	80%										

- (注) 1. 「被害を受けた資産」及び「被災事業所の従業員数」には、原発警戒区域内の事業所に係るものも含む。
 2. 「従業員の多くが属する事業所が被災した会社」については、被災した事業所に係る分が雇用確保要件の免除対象となる。
 3. 「指定地域」とは、東日本大震災により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域をいう。

被災者が取得した住宅取得等資金に係る贈与税の特例（案）

住宅用家屋が大震災により滅失等した者が、その直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の取得等をした場合には、1,000万円まで非課税とする措置を講ずる。

【例】住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用を受けていた場合

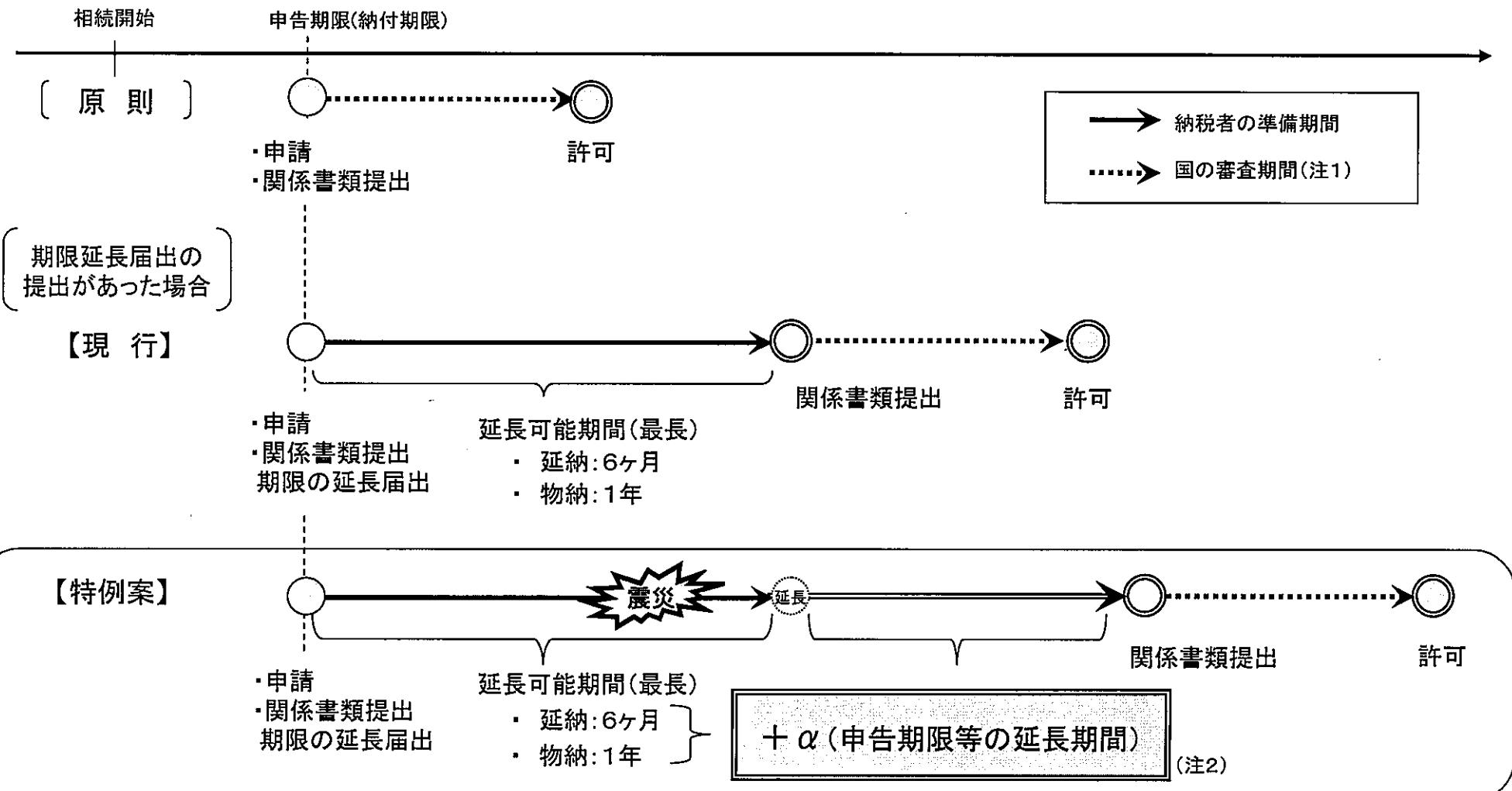


(注)上記の措置の他、第1弾で講じた「住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等」の適用対象に、原発警戒区域内に所在する住宅用家屋を追加する。

(参考)「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」とは、直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金について、平成23年中は1,000万円まで非課税とするもの。

相続税の延納・物納の申請に係る準備期間等の特例(案)

大震災の被災者が行う延納・物納の申請に係る準備期間等(延納:最長6ヶ月、物納:最長1年)について、国税通則法の規定により申告期限等が延長された期間を加算する等の措置を講ずる。

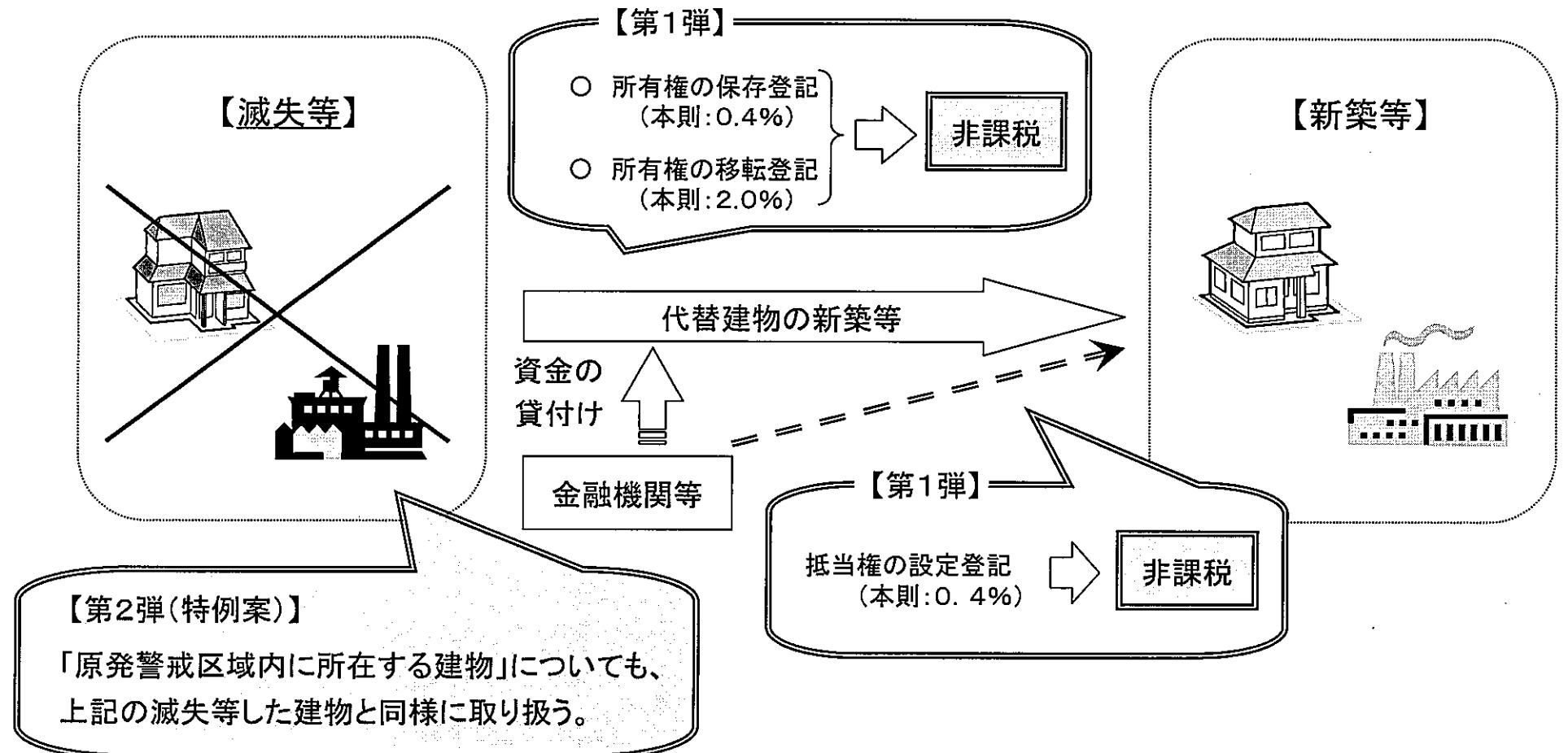


(注1) 国の審査期間(原則3ヶ月。なお、延納は最長6ヶ月、物納は最長9ヶ月まで延長可)についても、上記と同様の措置を講ずる。

(注2) 申告期限等の延長期間は、青森・茨城各県は7月29日まで、岩手・宮城・福島各県の内陸部は9月30日まで、岩手・宮城・福島各県の沿岸部は未定である。

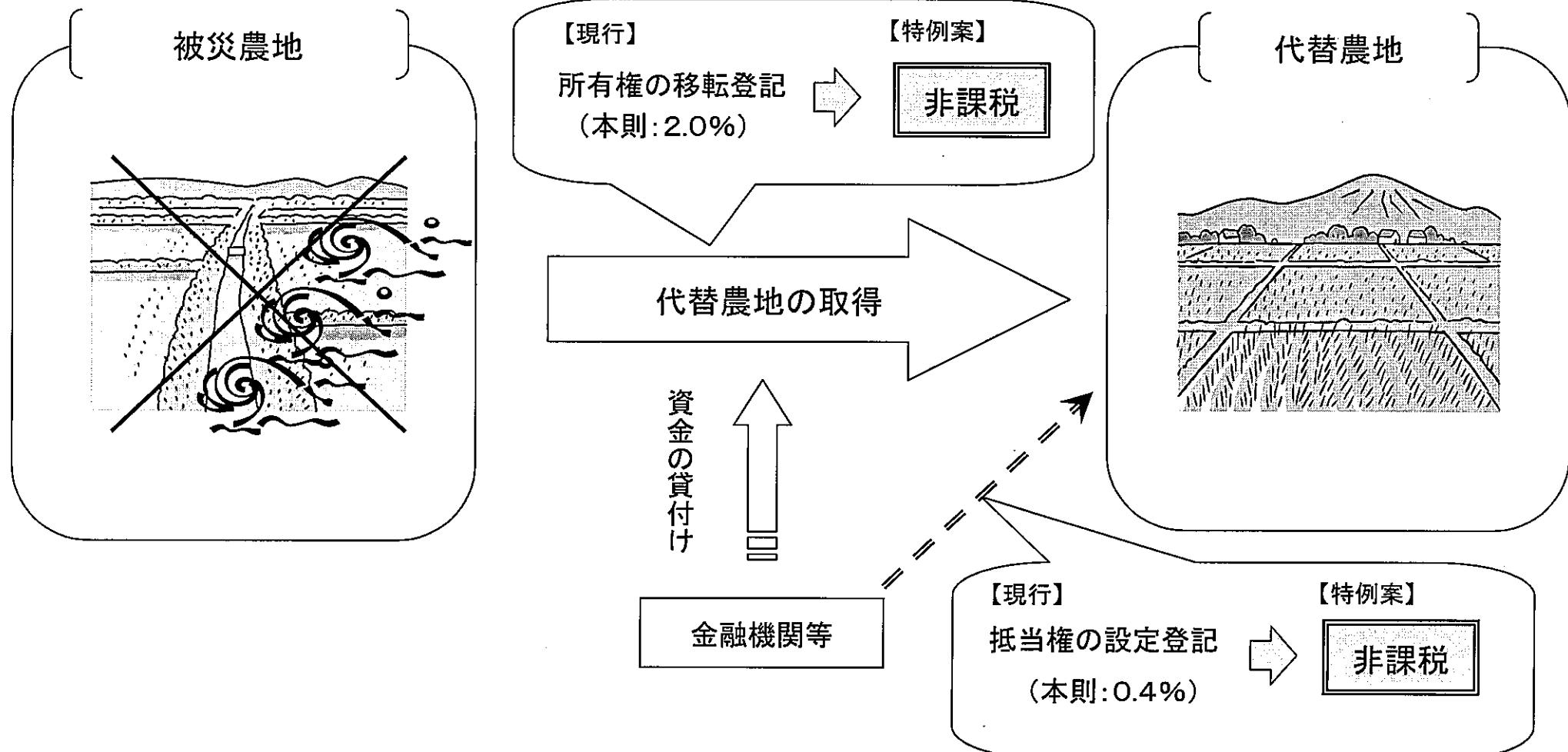
原発警戒区域内に所在する建物の建替え等に係る登録免許税の特例(案)

原発警戒区域内に所在する建物に代えて新築又は取得する建物及びその敷地の用に供する土地に係る所有権の保存登記等については、登録免許税を課さない(第1弾で講じた特例措置の対象に追加)。



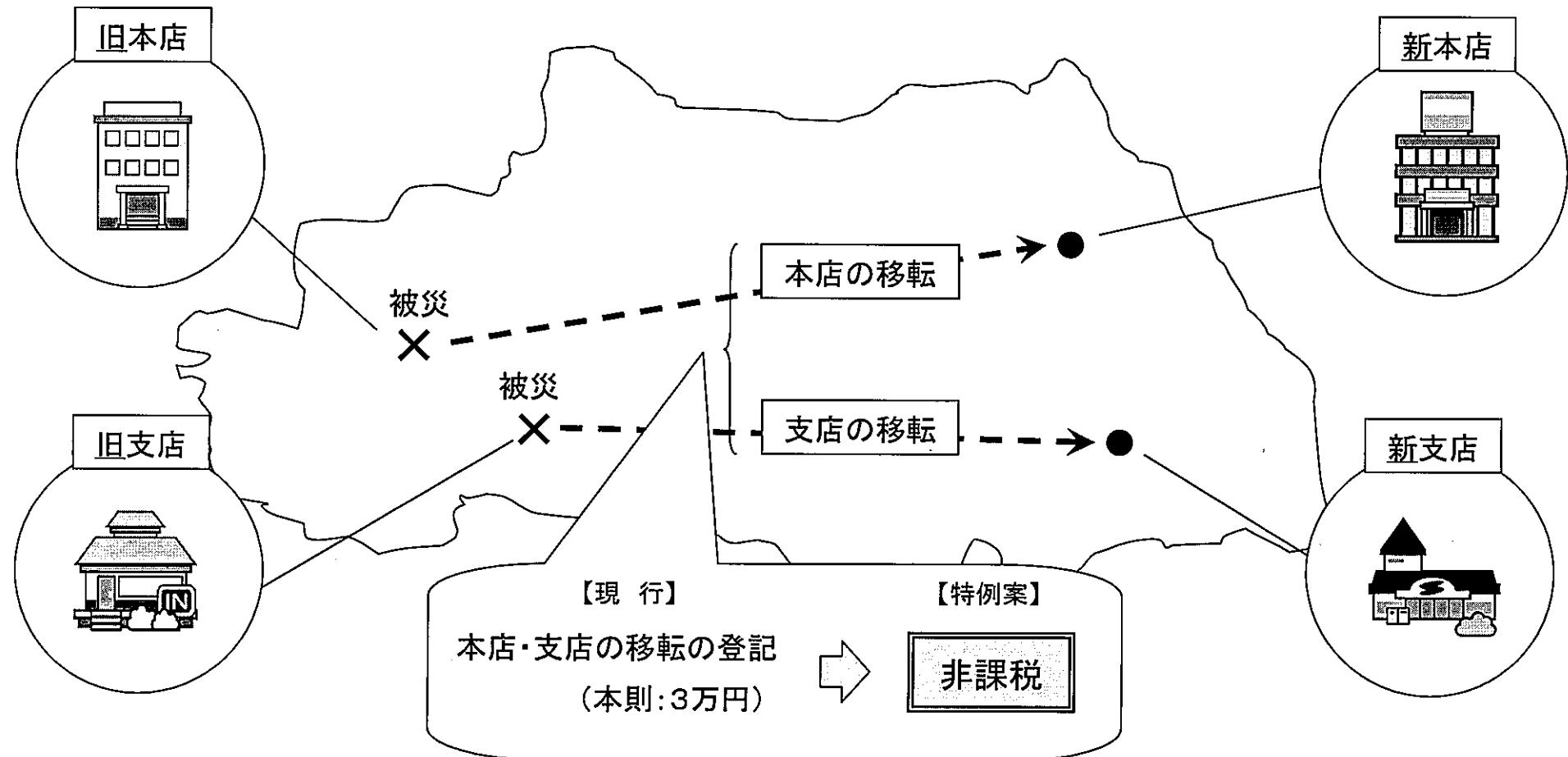
被災した農地の代替農地に係る登録免許税の特例(案)

大震災により被災して営農再開が困難な農地又は原発警戒区域内に所在する農地に代えて取得する農地に係る所有権の移転登記等については、登録免許税を課さない。



被災した会社の本店の移転の登記等に係る登録免許税の特例(案)

大震災により滅失等した会社の本店の事務所等を移転する場合における本店の移転の登記等については、登録免許税を課さない。

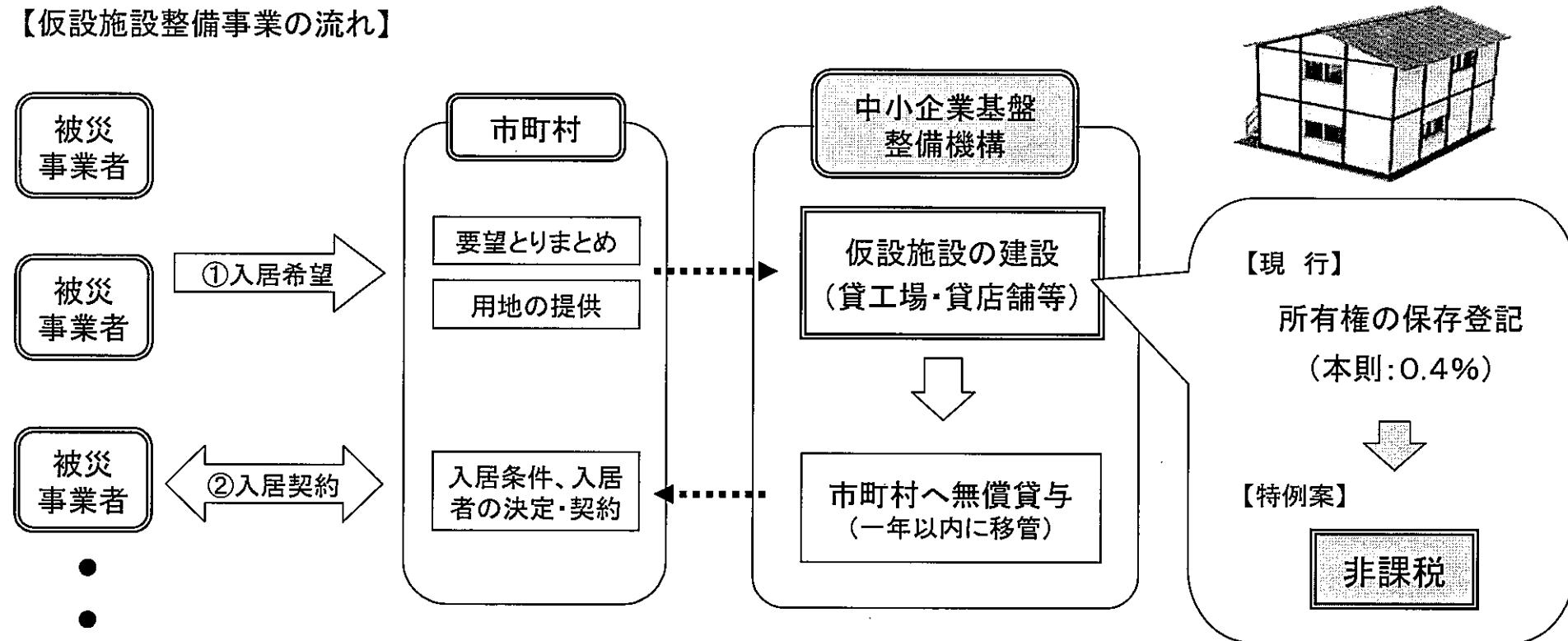


(注) 原発警戒区域内に所在する本店等に係る移転の登記等に対する登録免許税についても、上記と同様、非課税とする。

独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る登録免許税の特例(案)

独立行政法人中小企業基盤整備機構が大震災に係る仮設施設整備事業により仮設施設を整備した場合には、当該仮設施設に係る所有権の保存登記については、登録免許税を課さない。

【仮設施設整備事業の流れ】

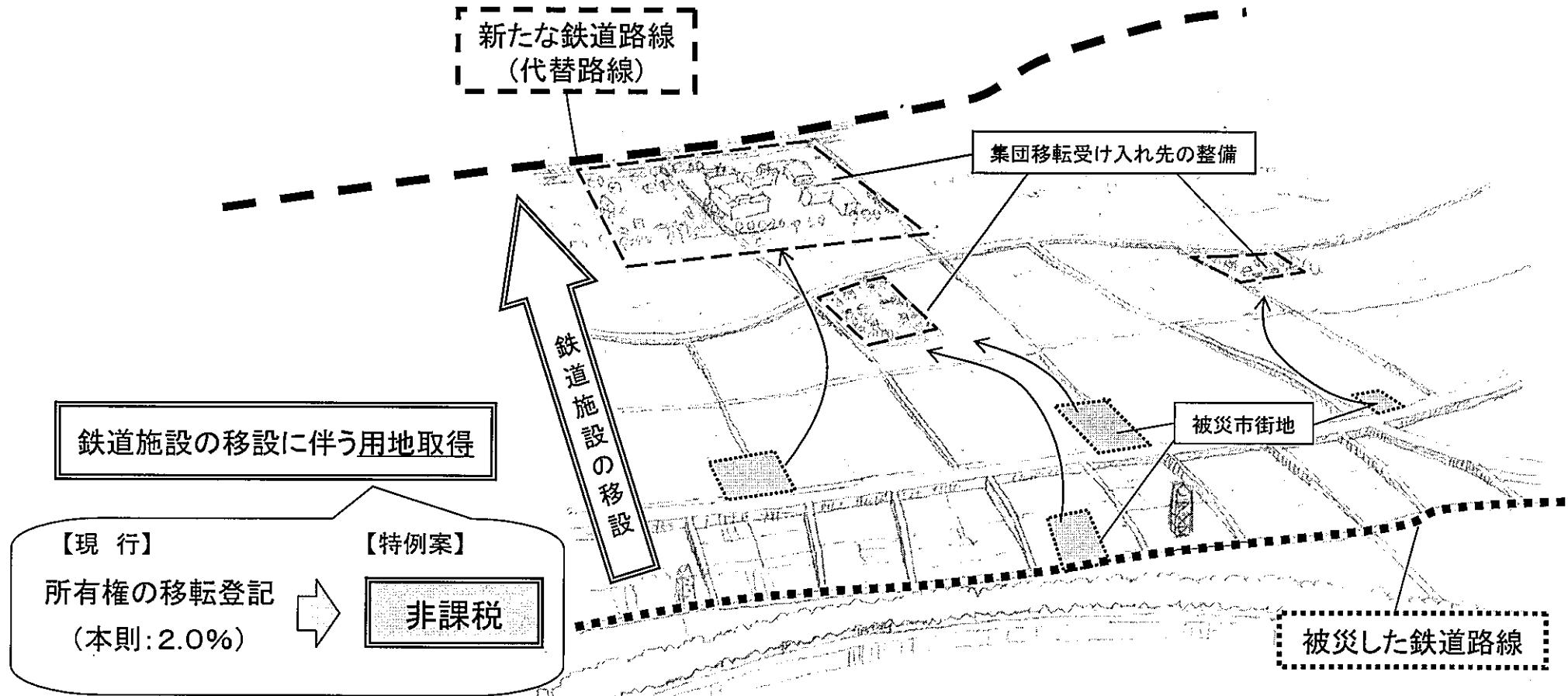


〔参考〕仮設施設整備事業

今般の震災において甚大な被害を受けた地域において、地域を支える中小企業が早期に事業を再開できるよう、(独)中小企業基盤整備機構が、市町村の要請により仮設工場・仮設店舗等を整備し、市町村を通じて中小企業に原則無償で貸し出すもの。

被災した鉄道施設の代替鉄道施設の敷地に係る登録免許税の特例(案)

大震災により被災した鉄道施設に代えて取得する鉄道施設の敷地の用に供する土地に係る所有権の移転登記等については、登録免許税を課さない。



被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付（案）

背景

未曾有の津波被害等により、多くの自動車が消失、又は使用不可能な状態となったため、従来の制度では、自動車重量税の還付対象となる自動車リサイクルが困難なケースが多発。

第一弾での措置

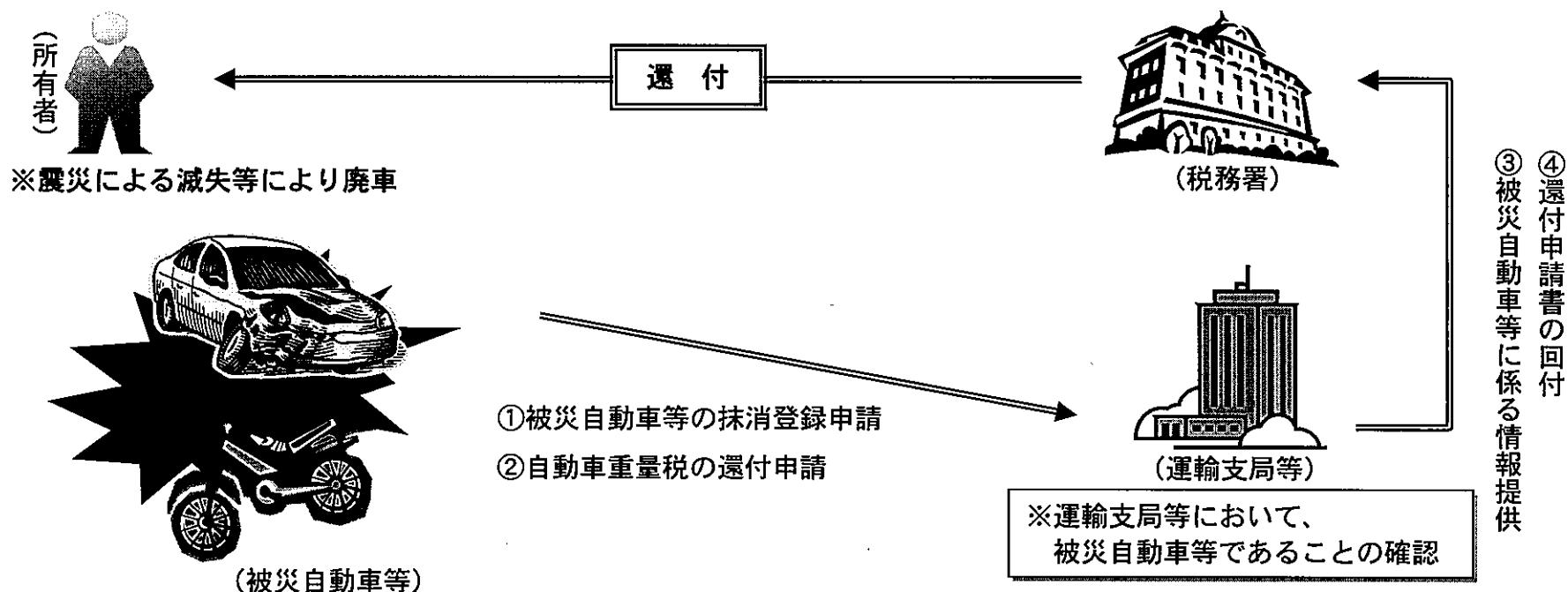
四輪の被災自動車については、平成 25 年 3 月 31 日までの間、震災の日（平成 23 年 3 月 11 日）から車検期間満了日までの期間に相当する自動車重量税を特例的に還付。

※自動車のリサイクル還付の対象となっている自動車を対象として、緊急的に措置。

今回（第二弾）での改正案

二輪車等の被災自動車についても、被災地の生活復旧を一層支援する観点から、平成 25 年 3 月 31 日までの間、震災の日（平成 23 年 3 月 11 日）から車検期間満了日までの期間に相当する自動車重量税を特例的に還付。

※軽二輪（125cc 超 250cc 以下の二輪車）等については、車検期間が無いため一定額を還付（例：自家用軽二輪 3,150 円）



被災自動車等の買換え車両に係る自動車重量税の免税措置（案）

背景

未曾有の津波被害等により、多くの自動車が消失、又は使用不可能な状態となったため、地域の生活必需品である自動車の買換えが必要となる。

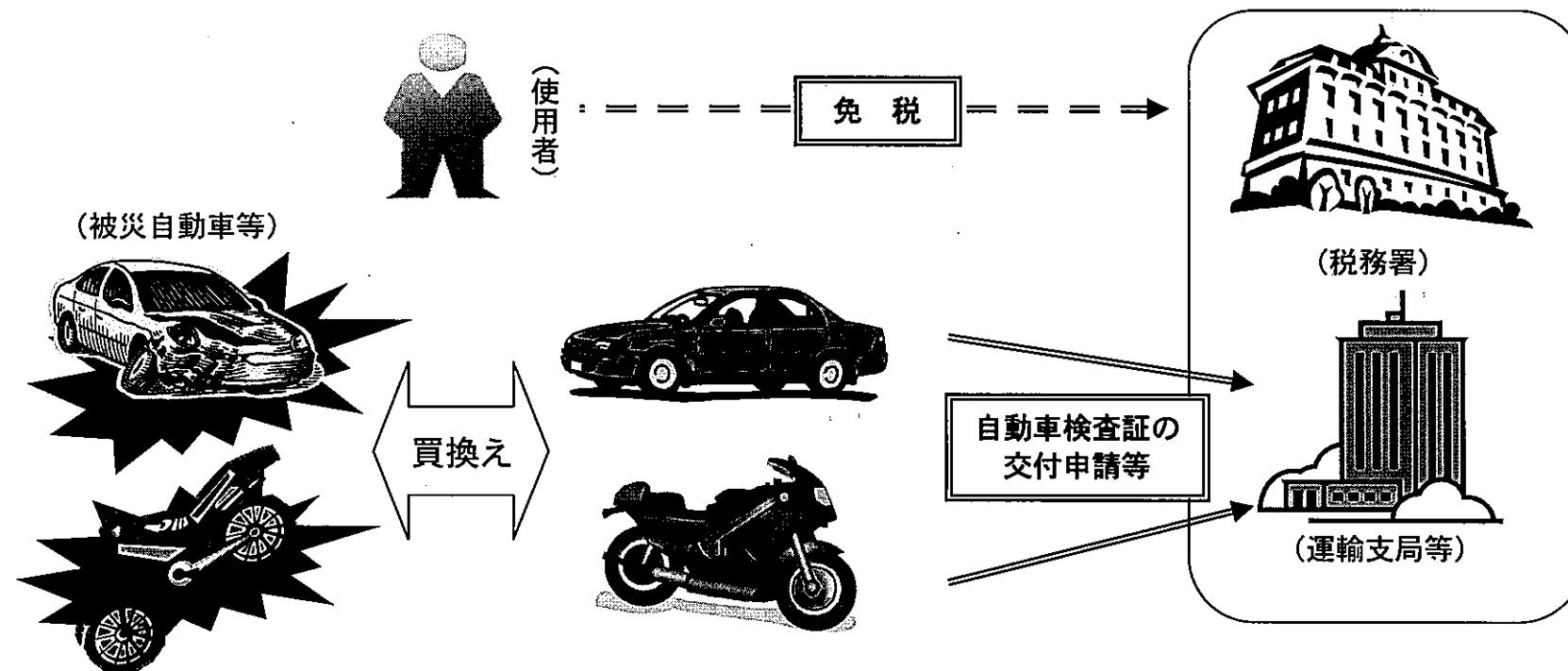
第一弾での措置

四輪の被災自動車の使用者が新たに取得した自動車について、震災の日（平成 23 年 3 月 11 日）から平成 26 年 4 月 30 日までの間、新規車検時等に係る自動車重量税を免除。

※被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付と同様の範囲で緊急的に措置。

今回（第二弾）での改正案

二輪車等の被災自動車の使用者が新たに取得した二輪車等についても、震災の日（平成 23 年 3 月 11 日）から平成 26 年 4 月 30 日までの間、新規車検時等に係る自動車重量税を免除。



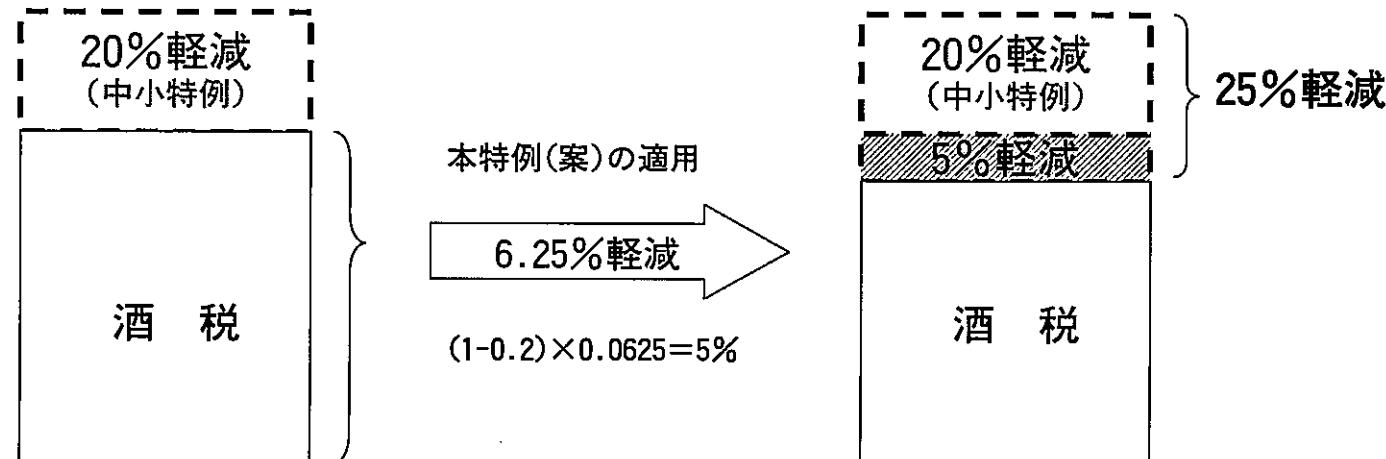
被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例（案）

大震災により甚大な被害を受けた中小零細な清酒等の製造者について、酒税の軽減割合を拡充(20%軽減→25%軽減)。

<制度の概要>

- 対象酒類：「清酒等に係る中小特例」の対象酒類と同じ
- 適用対象：大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた対象酒類の製造者（前年度の課税移出数量が1,300kℓ以下の場合）
※ 甚大な被害を受けたことについて国税庁長官が確認
- 軽減内容：当年度の課税移出数量200kℓまでのものについて、酒税を6.25%軽減（平成25～27年度は、5%軽減）
※ 「清酒等に係る中小特例」の適用後の税額を軽減（「清酒等に係る中小特例」の適用期限：平成24年度末）
- 適用期限：平成28年3月31日

【例】清酒製造者の場合



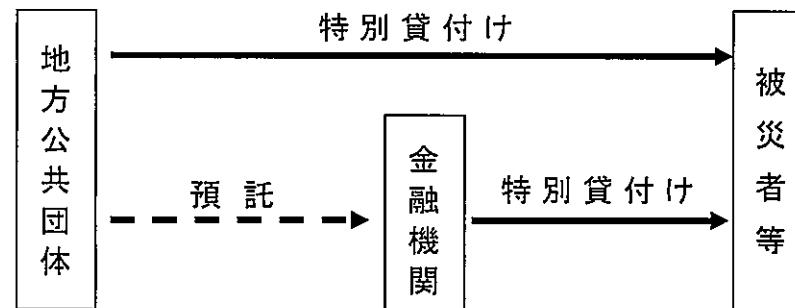
平 23.4～

地方公共団体等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の拡充(案)

第1弾で措置した「特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置」の適用対象となる特別貸付けについて、地方公共団体から金銭の貸付けを受けた社団法人・財団法人が大震災により被害を受けた者に対して行う特別貸付け等を追加するとともに、地方公共団体又は預託貸付金融機関が行う特別貸付けの要件を緩和する。

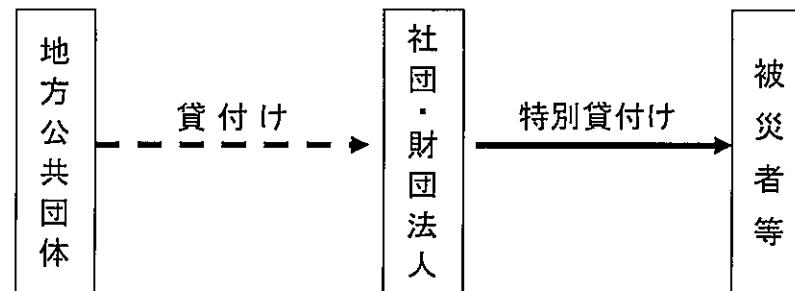
○ 特別貸付けの追加

【現行】



【見直し案】

- 地方公共団体から金銭の貸付けを受けた者が行う特別貸付けを追加



○ 特別貸付けの要件の緩和

【現行】

他の金銭の貸付条件(貸付金の利率又は据置期間に限られる。)に比して有利な条件で行う金銭の貸付け

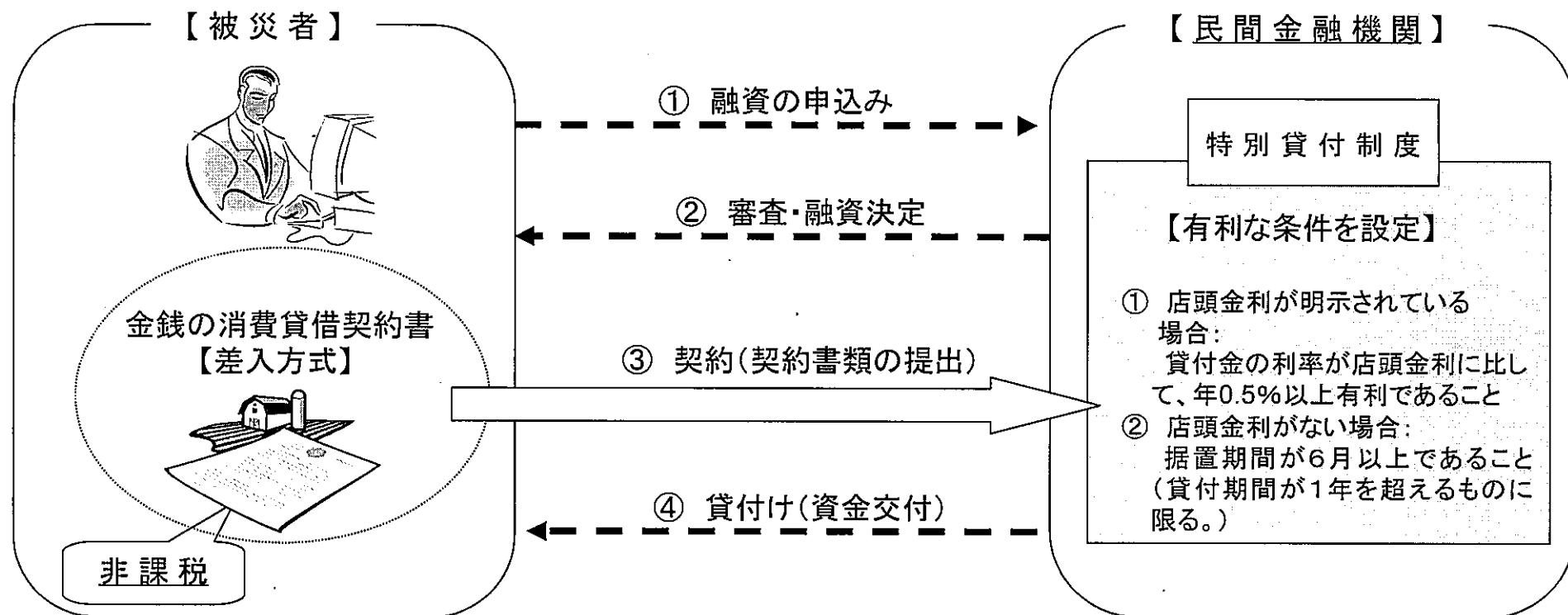
【見直し案】

他の金銭の貸付条件のいずれかの条件に比して有利な条件で行う金銭の貸付け

金融機関が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税(案)

一定の民間金融機関(注)が、大震災の被災者を対象とした特別貸付制度を設けて行う金銭の貸付けに係る消費貸借契約書については、印紙税を課さない。

[一般的な融資の流れ]

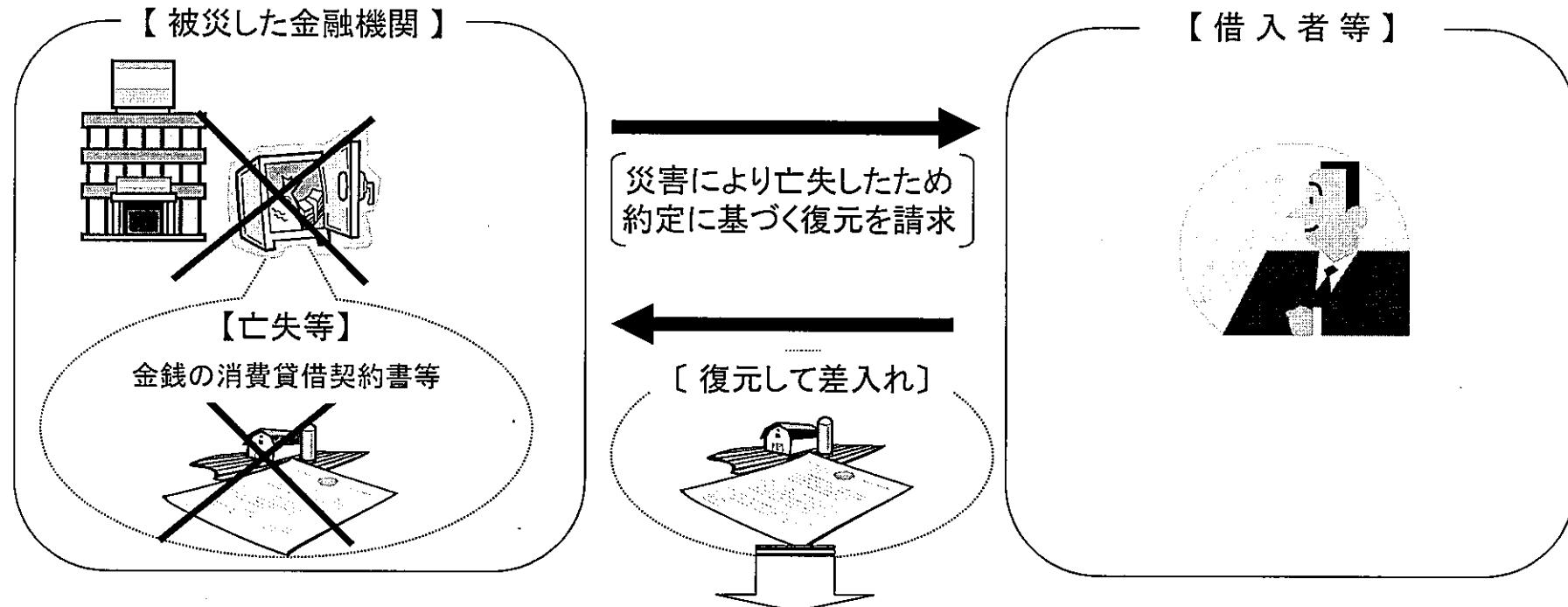


(注) 一定の民間金融機関とは、以下の金融機関をいう。

銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、協同組合連合会、労働金庫連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫

被災金融機関との約定に基づき作成する大震災により亡失等した消費貸借に関する契約書等に代わる文書の印紙税の非課税(案)

大震災により被害を受けた金融機関との約定に基づき、津波等によって亡失・滅失した消費貸借契約書等に代わるものとして作成する消費貸借契約書等^(注)については、印紙税を課さない。



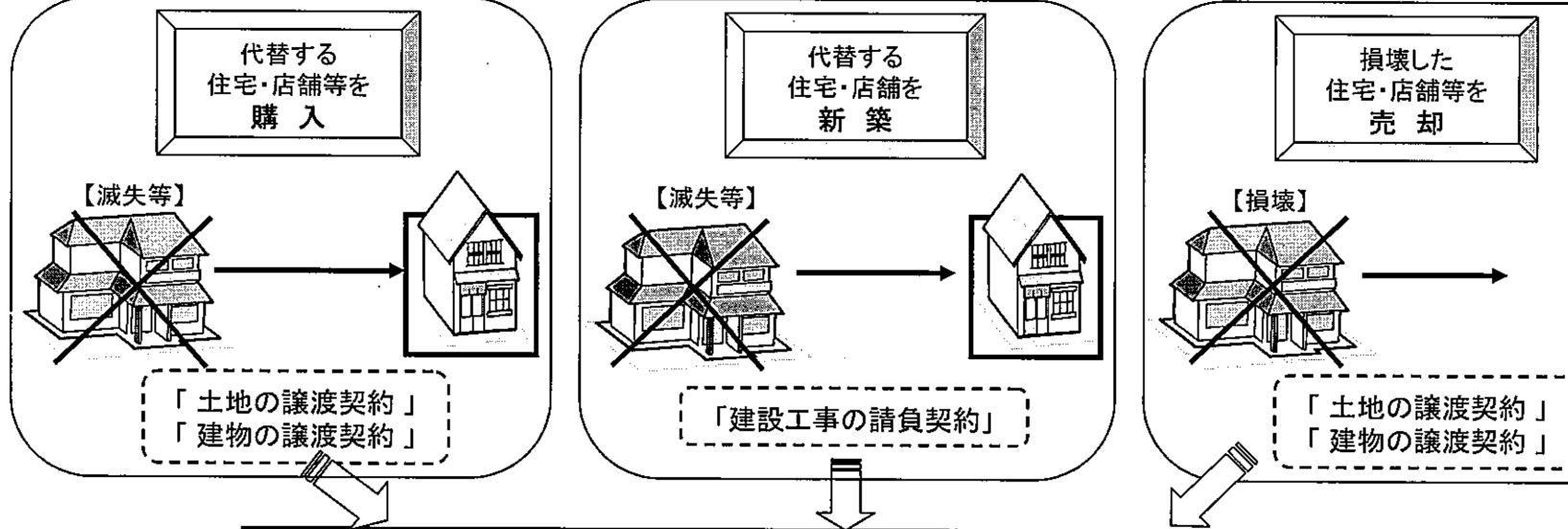
(注) 消費貸借契約書等とは、以下の文書をいう。

消費貸借契約書、約束手形・為替手形、継続的取引に関する契約書、債務の保証に関する契約書、債権譲渡又は債務の引受けに関する契約書

原発警戒区域内に所在する建物の代替建物の取得等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税(案)

原発警戒区域内に所在する建物の代替建物を取得又は新築する場合又は代替建物の敷地の用に供する土地を取得する場合等において、被災者等が作成する不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に関する契約書については、印紙税を課さない。

第1弾で講じた特例措置



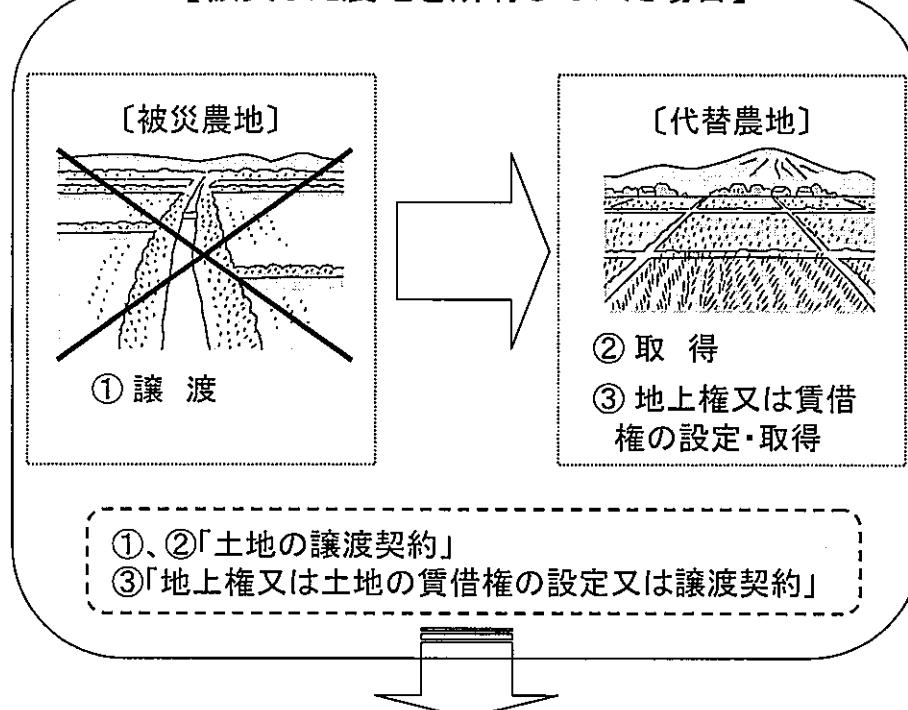
第2弾による特例案

「原発警戒区域内に所在する建物」についても、(上記、滅失等した建物と同様に)その代替建物を所有する場合等において、被災者が作成する契約書を非課税とする。

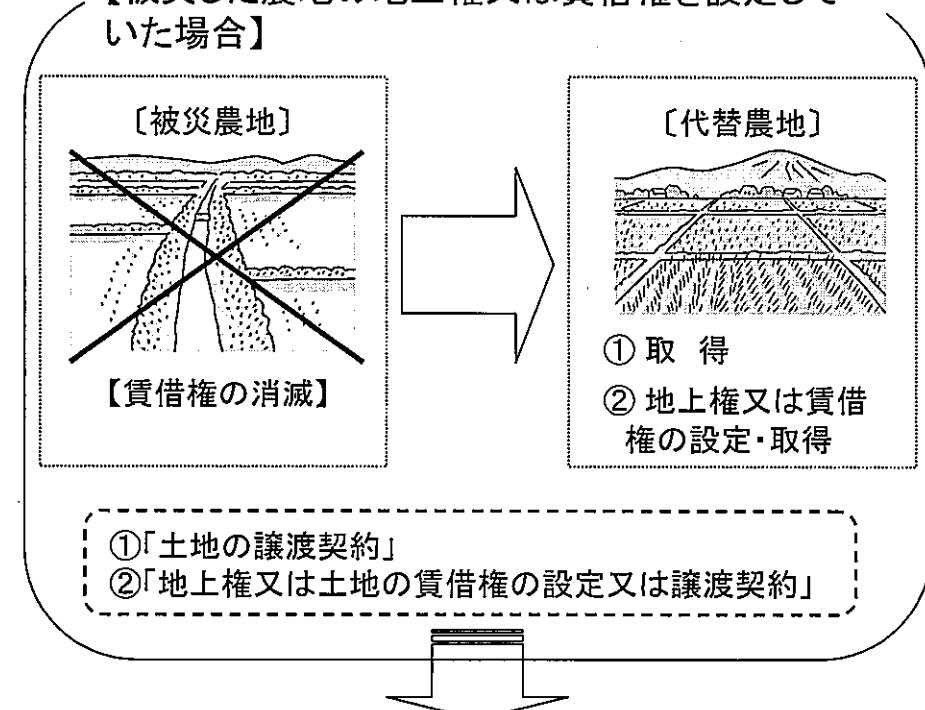
被災した農地の譲渡又は代替農地の取得等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税(案)

大震災により被災して営農再開が困難な農地若しくは原発警戒区域内に所在する農地を譲渡する場合、当該農地の代替農地を取得する場合又は当該農地の代替農地の地上権若しくは土地の賃借権の設定等をする場合において、被災者等が作成する不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書については、印紙税を課さない。

【被災した農地を所有していた場合】



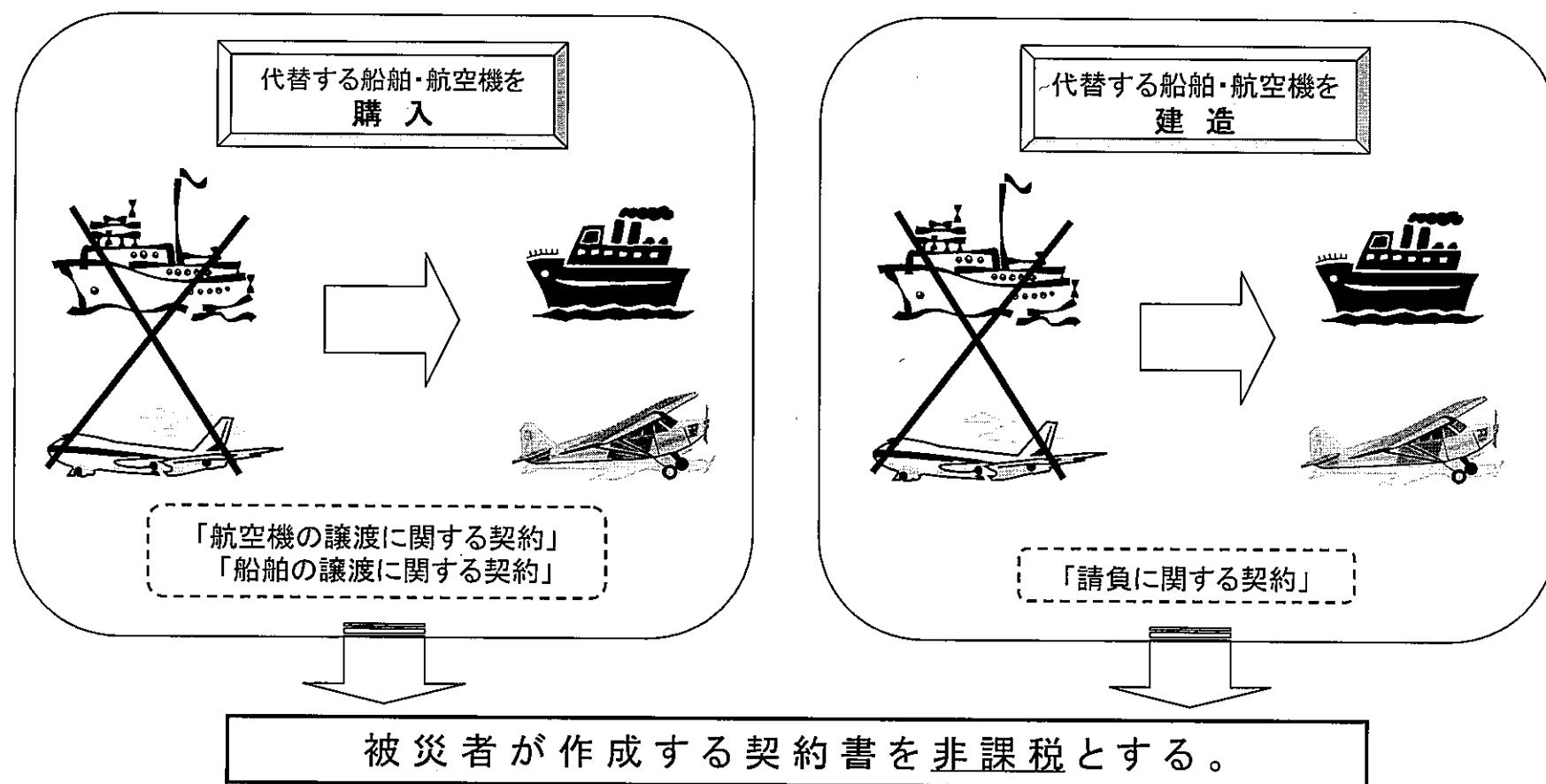
【被災した農地の地上権又は賃借権を設定していた場合】



被災者が作成する契約書を非課税とする。

被災した船舶・航空機の代替船舶・代替航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税(案)

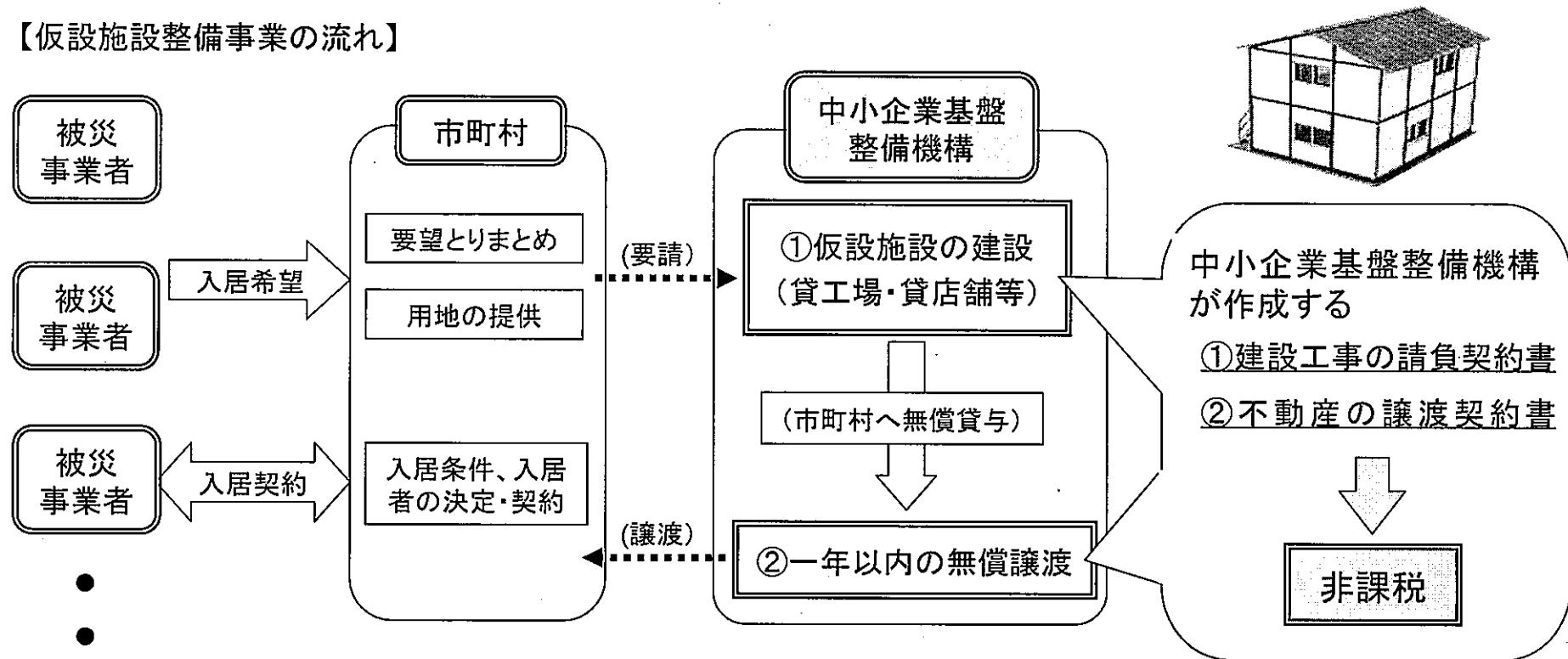
大震災により滅失・損壊した船舶・航空機に代わる船舶・航空機を取得又は建造する場合において、被災者等が作成する船舶若しくは航空機の譲渡に関する契約書又は船舶若しくは航空機の建造の請負に関する契約書については、印紙税を課さない。



独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税(案)

独立行政法人中小企業基盤整備機構が大震災に係る仮設施設整備事業に関して作成する不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に関する契約書については、印紙税を課さない。

【仮設施設整備事業の流れ】



[参考]仮設施設整備事業

今般の震災において甚大な被害を受けた地域において、地域を支える中小企業が早期に事業を再開できるよう、中小企業基盤整備機構が市町村の要請により仮設工場・仮設店舗等を整備し、市町村を通じて中小企業に原則無償で貸し出すもの。